

三春町告示第 22 号

平成 27 年 3 月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 24 日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|---------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 27 年 3 月 5 日（木）午前 10 時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成27年3月5日、三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 2号 町道路線の廃止について

議案第 3号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について

議案第 4号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

議案第 5号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第 6号 三春町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第 7号 三春町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 2 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度三春町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
- 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度三春町一般会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度三春町宅地造成事業会計予算について
- 議案第 4 6 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年3月5日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 本 多 一 安
7 番 儀 同 公 治	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 佐 藤 一 八
16 番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 收 書 記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年3月5日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託

第 8 請願陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

..... 開 会 宣 言

○議長 ただいまより、平成27年三春町議会3月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

..... 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番渡邊勝雄君、15番佐藤一八君の
両名を指名いたします。

..... 会 期 の 決 定

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より3月18日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より3月18日までの14日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご
了承願います。

..... 諸 般 の 報 告

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。
監査委員より、平成26年度第9回、10回、11回の例月出納検査結果報告がありましたので、
その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

..... 議 案 の 提 出

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第2号、町道路線の廃止について」から「議案第
46号、三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの45議案であります。

..... 町長挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに議案第2号から議案第45号までの提案理由の説明を求め
ます。

鈴木町長！

○町長 3月定例会の開会にあたり、新年度予算編成方針並びに主な施策等について説明いた
します。

東日本大震災から、間もなく4年が過ぎようとしております。町では、原発事故による除染
対策を最優先に取り組んで参りました。関係各位のご理解ご尽力により、町内全地区の住宅地
から町道への除染が進んでおります。改めて感謝と御礼を申し上げますとともに、引き続き、除
染作業へのご協力をお願い申し上げます。

さて、来る平成27年度は、合併60周年にあたる年であります。昭和30年4月1日、田
村郡三春町、中郷村、沢石村、要田村、御木沢村、中妻村が合併して三春町となり、同じ年の
11月15日 岩江村の一部を編入するなどの変遷を経て現在に至っております。

この間、高度成長、バブル崩壊、そして東日本大震災・原発事故と、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化してきました。人間の齢60年は還暦にあたりますが、町行政においては、過去の経験を活かしながら整理すべきものは整理し、新たな気持ちで夢や将来への希望を持てるまちづくりを進め、第7次三春町長期計画に掲げる将来像「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春」を実現するための力強いスタートを切る年にして参りたいと存じます。

平成27年度当初予算の概要について申し上げます。

町税収入や復興財源が減少し一般財源総額の確保が非常に難しい状況ではありますが、皆さんが安心して生活していくために必要な社会保障関連や、老朽化した学校施設等の補修・修繕、子ども・子育て支援分野等に財源を優先的・重点的に配分するなど、選択と集中を徹底し効率的・効果的な予算編成に努めたところであります。

また、除染をはじめとした原発事故からの復興に引き続き取り組んで参ります。

予算の執行に際しては、町民や議会、各種団体等からの声を十分に聴きながら現場主義を徹底し、課の枠組みにとらわれることなく組織横断的な連携を図って参ります。

次に、新年度の重点施策について、第7次三春町長期計画に掲げた6つの基本目標に沿って説明いたします。

目標1「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」についてであります。

三春町除染実施計画に基づく除染等の推進のため、除染事業として三春地区、岩江地区の住宅地除染を始め町道や公共施設の除染を進めるとともに、各地区仮置場の遮水シート設置工事や除染廃棄物の管理、放射線量のモニタリングも併せて実施いたします。

また、ベクレル調べるセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、健康管理のため小中学校生のホールボディカウンターによる測定や、線量計の貸与等を続けて参ります。

一方、風評被害払拭への取り組みについては、公式キャラクター「こまりん」グッズ製作や各種催事参加により三春町の魅力を発信するとともに、町外に向け、三春町産農産物のPRに努めます。

このほか、長期避難者の生活拠点形成の支援のため、県が整備する復興公営住宅地へ通じる道路の改良を行います。

また、地域防災力強化のため、防火水槽等の整備、防災行政無線機の設置、消防団員の出勤手当の増額、さらには自主防災会の活動支援や除雪支援を行うとともに、交通安全対策として危険箇所へのカーブミラー設置、区画線引き工事等を行い、防犯灯についてもLED防犯灯の新設・既存防犯灯の維持工事を行います。

目標2「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」についてであります。

幹線道路網の整備及び生活道路維持補修の促進については、幹線道路の整備を進めるほか道路改良事業・町道維持工事を継続し、住環境整備のため側溝改修や生活道路整備事業助成金事業を継続いたします。

老朽化した橋梁等の補修・修繕については、三春北大橋橋梁補修工事を実施するとともに、町道に架かる橋梁点検事業を継続いたします。

町民ニーズに即した地域交通の確保については、引き続き、町営バスの利便性向上に努めて参ります。

新エネルギーの導入促進については、災害時の防災拠点となる中郷小学校及び岩江中学校に太陽光発電設備等を導入するほか、住宅用太陽光発電設備等設置補助事業を継続いたします。

快適な住環境等の維持・管理については、老朽化した町営住宅の改修または解体を実施する

ほか、新規事業として昭和56年以前に着工された木造住宅の耐震診断を実施して参ります。

また、老朽化した水道施設の改良を図るとともに、上水道供給区域の拡張を行います。

目標3「豊かな心と文化を育むまちづくり」についてであります。

まず、子育て分野であります。子育て支援施策の充実を図るため、妊婦健康診査事業、子育て支援医療費助成事業などを継続して参ります。

第1保育所については、星総合病院を指定管理者とするとともに、新たに私立幼稚園や認定こども園、小規模保育所に子ども・子育て支援給付等を行います。

多子世帯について、養育支援事業・保育料無料化事業・保育料負担軽減事業を継続いたします。

また、震災の影響により子どもが抱えた様々な課題の解消を図るため、各保育所・幼稚園において児童劇巡回公演や県内外へのバスハイク、体操教室などを実施いたします。

さらには、放課後子どもプラン推進事業や、児童館・児童クラブ運営事業を拡充して参ります。

また、確かな学力・生きる力の育成を図るため、新たに英語・漢字検定費を補助するとともに、引き続き、基礎学力向上や特色ある学校づくりを図って参ります。

共に学び、共に生きる教育の推進については、特別支援学級やスクールカウンセラー派遣事業等を継続して参ります。

老朽化した保育所、幼稚園および学校・交流館等については、設備の更新や施設の修繕を行い安全・安心な環境を整えて参ります。

芸術・文化・スポーツ活動の企画及び機会の確保については、合併60周年記念式典を開催するとともに記念誌の作成を行います。

スポーツ団体活動交付金や交流館自主事業を継続するほか、町指定文化財の修繕について補助して参ります。

目標4「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」についてであります。

町民の健康増進及び地域医療の確保については、健康の保持増進、疾病の早期発見早期治療、さらには生活習慣の改善を促進するため成人健康診査事業を実施するとともに、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチン等の予防接種事業を推進するほか、医師会・町立三春病院等と連携して感染症対策や健診事業を効果的・効率的に展開して参ります。

また、田村地方在宅当番医制度や駅前健康サロン運営事業についても継続して参ります。

高齢者福祉の充実については、平成27年度から29年度高齢者いきいきプラン6に基づく通所型介護予防事業、にこにこ元気塾等を通じて健康寿命の延伸に努めるとともに、介護保険事業の健全な運営に努めて参ります。

障がい者福祉の充実については、平成27年度から平成29年度三春町障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービスのさらなる充実に努めるとともに、社会福祉協議会へ委託している基幹相談支援センターを中心に障がい者の相談支援体制を推進して参ります。

目標5「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」についてであります。

農業・農村の持続発展のための取り組みについては、中山間地直接支払交付金や多面的機能支払交付金制度を利用し、良好な農村環境の保全を図りながら畜産振興、鳥獣被害防止対策あるいは森林再生事業に力を注いで参ります。

企業誘致等による働く場の確保については、企業誘致や雇用促進の奨励および高齢者の地域就業を促進して参ります。

中町蔵を核とした中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、中町蔵を三春まちづ

くり公社の指定管理により運営するとともに、景観整備や街なか賑わい創出事業等に助成するほか、城山公園木段等の修繕を進めて参ります。

三春まちづくり公社や「ふくしまDC」との連携による通年型観光の創造については、滝桜観光対策や観光振興事業を力強く推進するとともに、三春ウォーク、みずウォーク三春大会及びもみじ山整備を継続して実施して参ります。

旧桜中学校交流施設の活用による観光・文化・産業等拠点の整備については、福島ガイナックスとの連携や支援により、観光・文化・産業等の振興を図って参ります。

平成27年夏、一部の業務を開始する福島県環境創造センター建設に伴う地域活性化の促進のため、同センターに勤務する職員が居住する民間賃貸住宅建設について、奨励金交付や融資制度等により建設を促進して参ります。

国際間・地域間交流のため、秋まつりや県内外で開催されるイベント等で三春産品を販売するとともに人の交流を推進して参ります。

定住人口の増加を図る施策の推進については、賃貸住宅建設奨励金、賃貸住宅家賃助成事業のほか、地元建築業者活用や住宅団地の販売促進、空き地・空き家対策事業及び若者交流促進イベントを継続して参ります。

目標6「協働と町民参画による自立したまちづくり」についてであります。

行財政経営の適正化・効率化の推進のため、新しい公会計の整備を図るとともに、公共施設等総合管理計画を新たに策定して参ります。

また、社会保障・税番号制度の導入を踏まえた町民サービスの向上のため、新たに各種証明書コンビニ交付システムの構築、社会保障・税番号制度システム改修および個人番号カード発行等を実施して参ります。

以上、平成27年度の主な施策と予算の概要について述べましたが、これらの事業に取り組む一般会計当初予算の総額は、67億5,091万円であり、前年度と比較して5億9,549万円、率にして8.1%の減となったところであります。

放射性物質対策特別会計では、除染作業を実施するため、32億5,213万円を計上いたしました。前年度と比較して20億2,798万円、率にして38.4%の減となりました。

その他の4特別会計では41億3,886万円、4企業会計では15億9,963万円を計上いたしましたところであり、これらを含めた平成27年度の予算総額は、157億4,154万円となります。

最後に、今定例会に提出いたしました議案についてであります。

「町道路線の廃止について」を始め、「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について」など条例に関する議案が25件、「沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について」の議案が1件、「平成26年度三春町一般会計補正予算」、「平成27年度三春町一般会計予算」など予算関係議案は17件で、計44議案となっております。

これらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重にご審議のうえ、全議案議決を賜りますようお願い申し上げ、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長 次に議会運営委員会提出議案第46号の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長！

○議会運営委員長 議案第46号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」について。

三春町議会委員会条例（昭和３８年三春町条例第１７号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成２７年３月５日提出。提出者、三春町議会議会運営委員会委員長、佐藤弘。

提案の趣旨は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）と併せ、地方自治法第１２１条（長及び委員長等の出席義務）が改正され平成２７年４月１日施行となったことに伴い、関係する条文を改めるため本条例の一部を改正するものであります。

なお、三春町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、別紙のとおりでありますので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

以上です。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第６により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第２号から議案第４６号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第２号、「町道路線の廃止について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第３号、「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４号、「教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第５号、「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第６号、「三春町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第７号、「三春町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 8 号、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 9 号、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 10 号、「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 11 号、「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 12 号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 13 号、「三春町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 14 号、「三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 15 号、「三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号、「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

議案第17号、「三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号、「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号、「三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号、「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号、「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号、「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号、「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号、「沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号、「平成26年度三春町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号、「平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号、「平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号、「平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号、「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号、「平成27年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号、「平成27年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号、「平成27年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号、「平成27年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号、「平成27年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号、「平成27年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号、「平成27年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第43号、「平成27年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号、「平成27年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号、「平成27年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第46号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りいたしました陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって請願陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

(散会 午前10時40分)

平成26年3月5日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 本 多 一 安
7 番 儀 同 公 治	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 佐 藤 一 八
16 番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 收 書 記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年3月5日（木曜日） 午前10時開会

第 1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。傍聴の皆様には寒い中ご苦勞様でございます。本日は7人の議員の皆さんが質問席に登壇いたしますので、時間の許す限り午後もぜひ傍聴していただきたいと思います。それでは、ただ今より本日の会議を開きます。

..... 一 般 質 問

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者一人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので、通告しておきました事項について6点、喫緊の重要課題を順次質問いたします。

1点目ですが、地方創生交付金事業について。

プレミアム商品券については、我が町においても平成21年4月と同年12月に発行した実績がありますので、細かいことは申しませんが、国の2014年度補正予算が、創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起を促すのが目的の事業であります。景気刺激策として効果があると期待されるため、プレミアム商品券を思いっきり規模拡大し、早期発行すべきと思いますが、伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

プレミアム付き商品券の早期発行を行うべきとのご質問についてであります。三春町においても、震災以降冷え込んでいる個人消費を喚起するとともに、町内の商業振興を図ることを目的として、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、平成27年度早期の事業実施を検討しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 昨年の11月におきまして、三春町のまちづくり町政懇談会におきましてもですね、工事があちこちで行われると、売り上げが落ち込んでいるというような質問もありました。やはり、この27年度早期実施ということではありますが、せめてお盆前とかには実施をぜひ行うべきだと思います。

また、その状況を見ましてですね、12月頃というようなことを検討してみてはどうかと、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 ただいまの議員のご提案を含めてですね、検討したいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 第2の質問ですが、住宅市場活性化対策について伺います。

国では省エネ性能の高い住宅の新築やリフォームをすると住宅エコポイント等があると伺っております。町の住宅エコポイントの取り組みについて伺いたいと思います。

また、リフォームや新築等で町の得策や支援策などがあれば併せて伺いたいと思います。

また、住宅等についての税についてもお願いしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 質問にお答えいたします。平成26年12月27日に閣議決定された緊急経済対策に盛り込まれました住宅エコポイント制度は「省エネ住宅エコポイント」という名称で実施されます。今回で3回目の住宅エコポイント制度となります。

今回の制度は、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図ることを目的とし、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する制度です。ポイントの発行申請書の受付開始は平成27年3月10日予定となっております。

ポイントの申請は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者が、住宅エコポイント事務局に行うものであり、この制度に町が携わる業務はございません。

2点目の質問でございしますが、リフォーム等については、町では支援策等はありません。新築については、町定住促進計画実施事業として、建設課では賃貸住宅を建設する方に対し、奨励金を交付いたします。交付額は、1戸当たりの居室が1部屋の間取りの場合、1戸当たり20万円。2部屋の場合も20万円。3部屋の場合は30万円となります。また、企業局では町分譲地を購入し町内建築業者を利用して住宅を建築した方に、1坪1万円。40万円を限度に奨励金を交付いたします。

3点目の質問ですが、住宅の固定資産税については、新築住宅に対する軽減措置と、耐震改修、バリアフリー改修及び省エネ改修に係る改修工事を行った住宅に対する減額措置があります。新築住宅については、専用住宅又は居住部分が2分の1以上の併用住宅で、要件を満たした床面積の範囲内の住宅を新築した場合、翌年度から、一定の面積を3年間2分の1、長期優良住宅の場合は5年間2分の1を軽減するものであります。

次に、改修工事に係る減額措置であります。耐震改修は昭和57年以前に建築された住宅、バリアフリー改修は、平成19年以前に建築された住宅、省エネ改修は平成20年以前に建築された住宅に、それぞれ、建築基準法や国が示した工事内容で、補助金などを除いた50万円以上の改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を、それぞれに定められた面積まで、2分の1から3分の1を減額するものであります。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 受付が3月10日からと言われております。やはり、このことについては、町民に徹底した周知をお願いしたいわけでありましたが、やはり、これどういうふうなルートで周知しているのか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長！

○建設課長 住宅エコポイント制度につきましては、国の事業でありまして、町の方で事業等は一切行ってはおりませんが、今回3回目ということで今までもご利用なさっている方はいらっしゃると思います。こちらにつきましては、大工さんまたは工務店さんの方で詳しく内容等は知っておりますので、申請される方は、住宅建てるなり、リフォームされるということでございますので、工務店さんなりと詳しく相談していただくということになります。

なお、私どもの方としては、町民の方にご案内するということはいたしておりません。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○14番(渡邊勝雄君) 3点目の質問であります、新たなエコカー減税について伺います。

国では、燃費の良い車であれば税負担が軽くなる。また、軽自動車についてもエコカー減税を導入する方向で進められております。新たなエコカー減税について、町の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間税務課長！

○税務課長 3点目の質問にお答えいたしたいと思います。

平成26年度現時点でのエコカー減税は、車を購入した際の自動車取得税、車検の際の自動車重量税、毎年納める自動車税には適用されておりますが、町税の軽自動車税には適用されていません。

お質しの軽自動車税への導入につきましては、現在開会中の国会におきまして、地方税等の一部を改正する法律案として審議中であります。

法律案の基となった平成27年度税制改正大綱では、今年の4月以降に購入した新車の軽自動車のうち、その燃費性能などに応じて、翌年度分を減税する内容であります。

減税は、平成28年度から適用となる予定であるため、審議の経過を注視しながら、法律案の成立後には、関係する条例を改正し、対応したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第4の質問を許します。

○14番(渡邊勝雄君) 4点目の質問であります、介護職員の処遇改善について伺います。

高齢化社会の中で地域における介護や医療などのサービスを一体に受けられる地域包括ケアシステムの構築が急務となっておりますが、介護現場では深刻な人手不足を解消するため、処遇改善の拡充を行い、魅力ある職場にすることにより若者の定住を推進することが、地方創生の観点からも重要な課題であります。

国では、27年度より職員の給与を引き上げる方向で動いておりますが、町の取り組みについて尋伺したいと思います。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

介護職員の処遇改善の取り組みにつきましては、増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、平成24年度の介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算制度が創設されております。

また、平成27年度の介護報酬改定においても、現行の加算の仕組みを維持しつつ、更なる資質向上に取り組む事業所を対象に、介護職員一人当たり月額1万2千円相当の更なる上乘せ評価を実施するとの改定が現在進められております。

ただし、具体的な介護報酬改定の内容や上乘せ評価を行う場合の基準等については、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において審議中であり、明確な基準等が示されていません。

町の対応としましては、国よりこれら基準等が示され次第、速やかに町指定に係る地域密着

型サービス事業者へ内容を周知のうえ、介護職員処遇改善加算制度の適正な運用に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第5の質問を許します。

○14番(渡邊勝雄君) 5点目の質問に入ります。がん対策推進事業及びアレルギー疾患対策について伺います。

日本人の死因の一位はがんによることから、国ではがん検診受診率を50%以上の早期実現を目標に取り組んでおります。町の検診状況、受診率について伺います。

次に2014年度からがん教育総合支援事業が開始されたと伺っております。がん教育事業の目的は、がんに関して正しく理解する、命の大切さについて考える態度を育成する。内容は、予防や検診、共生の重要性について学ぶ、医師やがん経験者などの外部講師の協力を得ることと謳われております。まちのがん教育状況についても伺いたいと思います。

次にアレルギー対策について伺います。時期的に花粉症やぜんそく、アトピー皮膚炎、食物アレルギー疾患に苦しむ患者の予防や相談の体制づくり、また、教育現場でのアレルギー対策について伺います。

○議長 第5の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 1点目の町のがん検診受診状況についてお答えいたします。

現在町では、肺がん、胃がん、大腸がん検診と、男性を対象とした前立腺がん検診、女性を対象とした乳がん、子宮頸部がん検診の全部で6種類のがん検診を実施しております。

平成26年度1月末現在での各検診の受診率についてですが、肺がん検診につきましては約40%、胃がん検診27%、大腸がん検診約30%、前立腺がん検診約27%、乳がん検診約23%、子宮がん検診は約24%となっております。

受診率向上のための取り組みとして、休日検診の実施や医療機関で受ける個別検診の実施など、個人の都合に合わせて受診しやすい体制を整備しております。また、非課税世帯の方や高齢者の検診負担金を免除し、経済的負担の軽減を図っているほか、新たな受診者のきっかけづくりとして、節目年齢を対象に無料クーポン券を発行するなどの策を講じて、受けやすい環境整備に努めているところであります。

さらに、対象の方には個別に検診の案内を送り、周知徹底を図ると共に、未受診者に対しては受診勧奨通知を再送付するなど、きめ細かい対応に努めているところであります。

今後は、現在の取組みを継続すると共に、「自分の健康は自分で守ろう」という意識づくりも重要であると考えますので、地区担当保健師を中心に、地域の方々にご協力いただきながら、検診受診率の向上をはじめ、健康な地域づくり活動に取り組んでいきたいと考えております。

2点目のがんの教育総合支援事業につきましては、文部科学省が今年度からモデル事業として取り組んでおります。本事業の趣旨は、学校教育全体の中でがん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さについて理解を深めることを目的としております。

事業の概要は、全国21都道府県の約70の小・中・高が指定を受けモデル事業に取り組むものであります。

三春町のがん教育については、小中学校の保健体育の授業の中で、喫煙や飲酒などの生活習

慣により、がんを誘発するリスクが高まることなど、がんについて学ぶ機会を設けております。

3点目の、アレルギー疾患対策についてお答えいたします。

平成23年8月の国のまとめによりますと、全人口の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患に罹患していると推定されております。気管支喘息は全国で800万人、花粉症を含むアレルギー性鼻炎は国民の4割以上、アトピー性皮膚炎は国民の約1割以上といわれております。

アレルギー疾患の根本的な治療法はまだ研究途上であるため、現状の対応としては、国が発する治療や予防に関する最新情報について、町民へ周知するとともに、身近な相談窓口として町保健師や栄養士が、かかりつけ医療機関と連携して相談対応にあたっております。

教育現場でのアレルギー対策としては、文科省が監修する「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、給食のアレルギー対応を行っております。

具体的には、入学や入園の際に食物アレルギー調査を実施し、給食等で配慮が必要な児童・生徒に対しては、医師の同意のもとで学校生活管理指導表に基づき、除去食や代替食での対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） このがん対策、がん教育に對しましてはですね、全国各地で実施されている。私も新聞などでも伺っておりますが、子どもががん教育を受けますとですね、必ず「お父さん、お母さん検診に行つて来たかい」というようなことを言われるそうであります。やはり、町の受診率向上にかなり学校教育のがん教育というのは貢献しているという報道などを見ておりますけれども、町でもですね、いち早くこのがん教育を徹底して、そして受診率向上の一環に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 再質問にお答えします。

今の議員のお質し、各それぞれの学校校長会などを通じて、徹底して行きたい。なるべく早めに対応を図って行きたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第6の質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 6点目ではありますが、いじめ対策について伺います。

いじめ予防対策状況について伺いたいと思います。

教育現場での現状と予防対策について伺いたいと思います。

○議長 第6の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 いじめ対策について答弁いたします。

三春町教育委員会では、平成25年度に施行された、いじめ防止対策推進法を受けて、県教育委員会が平成26年7月に作成した福島県いじめ防止基本方針に基づき、三春町いじめ防止基本方針（案）を作成いたしました。その方針に沿って、三春町いじめ問題対策連絡協議会を設置すべく要綱も策定し、各学校におけるいじめの情報を集約して、いじめ発生に備えること

もにいじめ防止の体制を整えているところでございます。

また、町内の各学校の校長に対しましては、年8回行われる学校経営懇談会におきまして、いじめ問題への遺漏なき対応及び速やかな報告について、その都度、確認をしております。

また、各学校の生徒指導担当者には、いじめ問題を含む問題行動に関する研修を実施しております。

次に、教育現場つまり学校の現状と予防対策についてお答えします。

町内各学校におけるいじめの状況についてであります。毎年、4月に行われている、文部科学省の問題行動等調査では、平成25年度2件、全て解決済みと報告しております。平成26年度は現在のところ各学校から「いじめの発生なし」との報告を受けております。

また、町内の全ての学校に、校内組織として、いじめ対策委員会が設置されており、定期的に情報の共有、話し合いが行われております。

さらに、早期発見の観点から各学校では年に数回、児童生徒へのアンケート等を行い、いじめ問題の把握にも努めております。

いじめの予防ということでは、道徳教育全体で心の教育をすることが基本ですので、各学校では、全校集会や学級の中で、「いじめは絶対に許されない」ということについて日頃から指導しております。また、道徳の時間に「思いやりを持つこと」「互いを尊重すること」「命の大切さ」等について、児童生徒に考えさせるとともに、人、動物、自然と触れあう体験活動を教育活動の中に取り入れ、豊かな心の育成に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 町でも三春町いじめ防止基本方針（案）というものが作成されていると言われました。このいじめ防止はですね、町でもですね、役割を明確にしたいじめ防止の条例制定を検討してみてもどうかと、早急に検討してみてもどうかと思いますので伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 いじめ問題対策連絡協議会の中身について、条例の制定というお話しでございますけれども、当面、要綱の中で実施をして行きたいということで、現在担当の方では進めております。

なお、この要綱策定に当たりまして、県内の各市町村の動向とか、その辺も把握しながら、県の例えば児童相談所とか、警察署とか、外部機関も含めた中で組織をして行きたいということでございますので、当面は要綱の制定の中で進めて行きたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2件について質問いたします。

始めに第1保育所の民間委託、指定管理についてであります。

民間委託、指定管理により、いろいろな面で「保護者のニーズに応えることが出来る」と言われてきましたが、4月より改善されるサービス等についてお聞かせ願います。

また、27年度中に新たに実施しようと計画されているものがあれば、お聞かせ願います。
以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 4番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の4月から実施する第1保育所における新たな保育サービスでございますが、月曜日から金曜日まで午後7時までの延長保育を考えてございます。併せまして土曜日につきましても午後5時45分までの1日保育を考えてございます。

なお、スムーズな移行ということから、保護者等を含めた運営協議会を設置し、現在の保育事業の継続性を保ちながら、より良い運営を行って参りたいと考えております。

2点目の新たに実施しようと計画しているものでございますが、現在、指定管理者である公益財団星総合病院の担当者と引継ぎを進めているところでございます。

その中で、新たな事業として、地域の方々との交流として、夏祭りを実施したいという提案がございます。また、児童の健康管理の充実を図っていききたいとの考えもお持ちのようでございます。

今後とも指定管理者と連携を図って進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 1番2番に関するんですけれども、これは平成24年9月4日に一番最初に第1保育所で保護者の方に説明を行った時に、一応4月から、4月からと言いますか、指定が決まった時に行われるサービスということで、延長保育の問題、それから土曜日の1日保育の問題、そのことについては4月からやるということですが、もう一つ、看護師の配置。これが、今の答弁の2番目の中で「健康管理の充実」という答弁がありましたけれども、要するに27年度中に計画というか、考えて行くということで言われたものがこの看護師配置なのか。当初は4月から看護師配置もということでしたので、その辺の確認をしたいと思えます。

それから、その時の説明の中で今後の改善の問題としては一時保育、休日保育等も考えて行くと、こういうことが言われておりますけれども、これは、やはり27年度中に出来るかどうかは別といたしまして、今後検討される、検討して行く課題だと、こう思いますが、その辺もお尋ねをしたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 1点目の看護師の配置でございますけれども、指定管理者募集の際に看護師、場合によっては保健師の配置ということは仕様書の中に組み込んでおりましたので、今回指定管理となる公益財団星総合さんの方では、4月から看護師の配置を考えています。

それから、今後の改善ということで、一時保育、休日保育の件でございますけれども、これらにつきましては、今後の需要動向を見ながら指定管理者と今後協議をして行きたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 次に空き家・空き地対策についてお尋ねをいたします。

空き家・空き地の把握はできたと思います。これは、3月までにやるということで、いろいろ取り組みをされていると思いますので、今後特に空き家についてでありますけれども、町として活用できる建物については、協力をお願いするとか、また老朽化し、今にも壊れそうな物については、速やかにその対応を図るなど、具体的対策を法的な問題も含め27年度には打ち出されると考えますが、いかがでしょうか。

さらに、空き店舗の活用についてであります。三春まちづくり公社と話をしているのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 空き家・空き地対策につきましては、昨年度、行政区長さんや組長さんのご協力をいただき、外観による調査を実施したところであります。

また、昨年11月には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、今年2月に一部施行されました。

これにより、市町村は空き家等対策計画の作成、協議会設置など、必要な措置を講じることが努力義務とされ、固定資産税情報の内部利用が可能となったことから、今後、空き家等所有者の意向調査を進めて参ります。

この中で利活用可能な建物あるいは危険家屋等の情報を整理するとともに、併せて空き家等対策計画の作成及び協議会設置により、平成27年度には具体的な対策をお示しできるよう事務を進めて参りたいと考えております。

次に空き店舗の活用については、空き店舗調査を平成23年に町と商工会、三春まちづくり公社が、また平成25年に三春まちづくり公社が実施しております。

平成25年度には町が創設した街なか賑わい創出事業により、各商店街が目指す姿であるコンセプトを策定して、コンセプトに沿った商店街の賑わいを出せるよう、空き店舗の改修費用や賃貸家賃について、補助を行っているところです。この事業は、三春まちづくり公社が事業主体となり、商工会、地元商店街、町とが一体となって、事業を進めているところです。

今後も、まちづくり公社や商工会、地元商店街との協働により、商店街の活性化・街なかの賑わいづくりを進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可の下、先に通告した3点について質問させていただきます。全てが教育に関する内容でございますので、よろしくお願いいたします。

始めは、再度小学校の教育環境についての質問です。あえて再度としたのは、平成19年に三春町学校等の施設整備検討委員会より、小学校の再編について方針が出されております。中学校の再編が終わり新しい三春中学校が開校した平成25年6月に教育委員会と議会に町が加わって意見交換会を行いました。なぜこの時に行ったかというのは、この先の平成19年の三

春町小学校再編についての答申には「少子化が進行し複式学級が出現することになれば、学校の再編について検討を進める必要がある。中学校の再編を優先し、中学校の再編計画が実施された段階で検討して欲しい」との内容でした。したがってですね、新しい三春中学校が開校した時期に行ったわけでございます。この年ですね、平成25年12月定例会で小学校の教育環境についてのテーマで、男女比のアンバランスなどいろいろ質させていただきました。その後も何人かの議員がですね、小学校の再編について質問いたしておりますが、平成19年の答申内容を尊重する方向にはなっていないのではないかと思います。

このような中ですね、文部科学省の中央教育審議会において昭和39年、すなわち59年ぶりにですね、公立小中学校の統廃合に関する基準が見直されまして本年1月19日公表されたわけでございます。

1点目にですね、新しい統廃合に関する基準ではですね、小学校で6学級以下、即ちクラス替えが不可能な学校や既に複式学級がある学校は速やかに統廃合の検討を自治体に求めているのですが、教育委員会はどのようにこれを受け止めるのかお聞かせ願います。

2点目にですね、平成25年6月の意見交換会でですね、小学校の再編は「中学校再編の検証を行って対応する」との方針も出されています。新しい中学校が開校してから何回かアンケートが実施されたようですが、開校して約10カ月後の26年1月にですね、生徒と保護者に実施された結果が昨年、平成26年ですね、10年ぶりに行われました教育懇談会で公表されました。生徒、保護者ともですね「統合は良かった」との検証の報告でございました。特にですね、友達が増えたことを喜んでいるように聞いております。「学校の再編は良かった」とのですね、検証結果をですね、小学校にどのように活かすのか、考えをお伺いいたします。

3点目にですね、小学校の再編は「地域の総意を優先させる」との方針でですね、昨年10年ぶりの教育懇談会も行いました。また例年ですね、まちづくり行政懇談会も行いました。さらにですね、学校には教育委員会が出向いて児童、生徒、教職員、保護者からですね、自由な意見や相談を受けているですね、教育委員在籍日を設けているとのことですがね、これらの実施で地域の総意が把握できたとお考えでしょうか。その総意の把握のですね、具体的方法をお聞かせください。地域の総意も大切ですが、もっとも優先すべきはですね、保護者の総意と考えますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目のご質問にお答えいたします。

1月に文部科学省が策定した、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引の内容については、マスコミでも大きく報道されたところですが、手引にも記載があるとおり、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないことから、保護者や地域の方々の意向等を踏まえて対応していくべきと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

中学校再編の検証に関しましては、学習環境の変化が生徒に及ぼす影響を心配していましたが、関係者のご協力のもと入念な準備を行ったことや小学校段階での指導もあって概ね良好であり、先ほど議員さんからありましたように結果として、三春中学校生徒にとって再編は学習環境を整えるものであったと判断しております。

小学校の再編を進めることになった場合においても、この度の中学校再編への取り組みは参考になると思われますが、小学校児童につきましては、中学校生徒と異なり、基礎的な知識や

技能、思考力や判断力の育成等、義務教育の初期段階にあることから、三春中の結果だけを抛り所として小学校も同一に再編すべきとは考えておりません。

また、小学校は地域との関わり方が大変深いことから、地域との共通理解をより図る必要があると考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

地域としての総意は、地域内の色々な立場の方が一堂に会して小学校再編について協議を重ねて成り立つものであると考えております。

このため、教育委員会といたしましては、必要に応じて地域単位での教育懇談会の開催についても引き続き検討して参りたいと考えております。

小学校の再編に関しましては、学校教育の直接の受益者である児童の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声は非常に大切であると考えておりますが、同時に地域の方々の十分な理解と協力を得るなどの「地域とともにある学校づくり」の視点も必要不可欠ではないかと認識しております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 1月の末にですね、文部科学省から出た答申案についてですね、この答申についてですね、町だと多分県の教育委員会だと思いますけれども、県の教育委員会に対して何らかの回答をする必要があるのでしょうか。報告が求められているのかなと思いますけれども、あるとすればそれはいつ頃の時期に設定されるのか、あればお聞かせ願いたいと思います。

後ですね、2点目の中学校の再編についてはですね、概ね良好であったと。非常に喜ばしい結果が出ておりますけれども、昨年の9月の定例会で私、「教育懇談会を実施して改善すべきは」というテーマでですね、質問した時にですね、「小学校は地域の核になるので、やはりなかなか難しい問題も含んでいる」と、私もそれは理解します。その時ですね、「例えば低学1・2・3年まではですね、地域の学校にして、それから4・5・6年の高学年をですね統合した学校に通わせればどうでしょうか」という提案をした記憶がございますけれども、教育委員会としてはですね、「それを1回話題にしたい」という答弁をもらっておりますので、その後ですね、この提案に対してどのような検討がなされたのか、なされなかったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目の県教委への回答でございますが、県教委からそのような回答を求められてはございません。

2つ目のいわゆる本校、分校方式というのでしょうかね、それにつきましては、具体的にですね審議するに至っておりません。というふうに解釈しておりますので、そこまで具体的な話しはしてございません。ただ、確かに小林議員さんの言われるようにですね、この手引書の中にもですね、「低学年と高学年は分けて考えなさい」という文言がございます。例えばどういうところに出てくるかと言いますと、「1時間以内のバス、スクールバスならOKじゃないですか」というような表現があったりするんですね。そういう所には、やはり低学年と高学年は分けなさいというような考えが述べられておりますので、そういう段に至りましたら、そういうことも話題にして参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） それではですね、小学校の再編にあたっては私の質問以外にも他の議員の質問に対しても「地域の総意が大優先である」と。確かに地域の総意というのは、非常に耳触りの良い言葉かなと思いますけれども、これを本当にまとめるというのは大変な至難の業じゃないかなと私思うんですね。例えば地域の総意とはいったい何なんだろうかなと、例えば一人でも反対がいたら地域の総意じゃなくなっちゃうのかなとも思います。したがってですね、私は小学校の教育環境についてはですね、再編という言葉はあえてちょと置きましてですね、小学校の教育環境についてはですね、やはり教育委員会がですね、将来の子どもたちにですね、どうあるべきなのかということを教育委員会がまず率先してですね、考えて進め行くのが一番の策ではないかなと。ただ、「地域の総意ですよ、地域の総意ですよ」と待っていたんではですね、ちょっと言い方が失礼になってしまいますけれども、ちょっと無責任に感じてしまいますけれども、やはり教育委員会が先頭に立ってですね、子供たちの教育を考えて行くべきだと思いますけれども、その見解についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 今お質しの件につきましては、この手引書の中にもですね、文科省もそのような認識で私どもと同じような認識しております。この中に出てきます文言を先ほど答弁の中で使わせていただいております。「地域と共にある学校づくり」これが文科省の基本的な視点であります。ですからこの手引書の本意はですね、再編を促しているわけではございません。再編しない時の留意事項も書いてございます。ですから、私ども文科省と同じにたまたま立っているわけですが、ですから決して無責任と言うか、そういうことではなくですね、地域の総意、ましてや今の現状を考えますと地域の人材、老人会の方にお世話になり、農業の方にお世話になり、いろんな方にお世話になって小学校教育は成り立っておりますので、そういうことからいたしますと、やはり地域の総意ということの結論に変わりはない。文科省もそのように考えていると思ってございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 先ほどの質問でもですね、あえて小学校統合だけに関してということとは置いておくと申し上げましたので、統合だけを私もうんぬんしている訳ではなくてですね、やはり小学校の教育、いま地域の方々にお世話になっていることを私も十分承知しています。けれども、総意を待っているのではなくてですね、やはり教育委員会が前に進めるべきだと私は考えますけれども。私も文科省の手引きをざっとネットで読ませていただきました。大変膨大なですね、量なんでとても一口で説明出来ませんけれども、やっぱりこの教育に関しては教育委員会が先頭になるべきだと思いますけれども、その件だけ最後に確認させてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 繰り返しになって申し訳ございませんが、子どものことを考えるのは本当に教育委員会だと思っておりますし、責任を持って考えて参りたいというふうに思っております。

現在、三春町の全ての学校はですね、コミュニティスクール、横文字ですがけれども地域学

校立ということで進めております。学校運営そのものもですね、地域の方に参加いただいた運営協議会という中で学校の方向性も見定めてやっておりますので、これは地域の総意というのが、同じ結論になるのかと思っております。教育について考えるのは間違いなく教育委員会だと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 2番目の質問は放課後児童クラブについてでございます。

子ども・子育て新制度によりですね、来月4月1日から放課後児童クラブのですね、対象児童をですね、従来の3年生までを6年生まで拡大することが求められております。現在のですね、中央児童館ではですね、建物のスペースや設備面でも極めて難しいと思われませんが、いつまでにですね、どのように対応するのかお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 国におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定められ平成27年度から施行されることになり、猶予期間はあるものの6年生までお預かりすることになっております。

平成27年度は、現在のところ53名の入所が予定されておりますが、少子化傾向や、習い事の普及などにより利用者数については不透明な部分があると思っております。

町では、現在の中央児童館の増築で対応するか、旧三春中学校跡地利用検討委員会から答申のあった、旧三春中学校を利用して児童館を実施するか等について、放課後子ども総合プラン推進事業運営委員会という組織等の意見を聴きながら、併せて議員の皆様にご相談しながら対応を考えて参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 6年生まで対象を拡大することは4月からと、猶予期間もあるとのことですが、この猶予期間というのは何年なのか。何年間猶予されているのかということをお聞かせ願います。

あとですね、この対応のためにですね、児童館を増築するか、あるいは旧三春中学校跡地のですね建物を利用すると、いろいろ案が考えられますけれども、常識的には近い方が良いということだと思いますので、是非ですね、過去に私もたった1年ですけども館長を経験させていただいた経験からですね、今の施設は非常に使いづらいですね。正直言ってあの建物は児童館向きではございません。出来ればですね、やはり将来のことも見据えながらですね、児童館と図書館、図書館もN T Tの建物をお借りしてから、もう相当年数が経っておりますし、多分ですね、全体で2億円以上のお金がですね、今までつぎ込まれているんじゃないかなと思っております。そういうことであれば、やはり児童館と図書館をですね、やはりこの第7次長期計画の中にもですね、そういうことも考えているはずなので、そういうことも具体的に検討をしてはいかかかと思っておりますけれども見解をお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 猶予期間ということでございますが、人材育成の観点、それから施設の観点から5

年程度というふうに見込んでおります。それにつきましては、文科省の方でもですね、人材育成については、平成33年までかかるのではないかと予想しているようであります。

二つ目の図書館と併設した児童館というご提案がございましたけれども、それも選択肢の中に入れていきたいと思いますが、現在のところですね、町の方では庁舎建設を第1と考えており、その後町民図書館を建設という手順になっているというふうに教育委員会では認識しておりますので、現段階ではそちらの図書館と児童館の併設につきましては現在のところ検討していない状況でございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） この猶予期間がですね5年、ちょっと常識的にはちょっと長すぎるかなと思いますので、これを待たないでですね、どんどん進めていただきたいと思います。

あと図書館と児童館の併設は考えていないと、庁舎建設が優先だということでございますけれども、やはり将来の子どものためにもですね、やはり決してこのままで良いということはありませんのでですね、それも頭の隅に入れていただきたいと思います。

ちょっと確認したいのはですね、もう一つの岩江児童クラブとか御木沢児童クラブについてはですね、この6年生までの対応はどういうふうに検討されているのか、ちょっとお聞かせ願えれば、よろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 岩江児童クラブと御木沢児童クラブは同じでございますが、6年生まで募集をしております。岩江の方はですね、現在のところ40名定員に対して確か41名だったかと思いますが、御木沢は30名に対して27名だったと思います。そのような状況で来年度進めて参りたいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 岩江と御木沢は4月からというお話しでございますけれども、やはり先ほど言った1年から3年、3年から6年生ということになるとですね、教育という言葉というよりも学習だと思いますけれども、学習内容もですね、あるいはレクリエーションの内容もですね、違うと思いますけれども、そこら辺の対応についてはもう準備万端整っているのかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習長！

○生涯学習課長 再々質問についてお答えいたします。

岩江児童クラブ並びに御木沢児童クラブの来年度の態勢について整っているか、というご質問かと思います。

法改正に伴いまして、面積要件やいろいろな点について改正されました。岩江児童クラブ並や御木沢児童クラブについては、日数、時間等において、現在の規定より短いため月に1回の土曜日においての開設や夏休み期間中の開設等により規定に合った事業を進め、新たな法の下に改善するように進めているところでございます。

また、施設等についても机や配置等を増築して進めるようになっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 今のお話しですといわゆる学習面とかレクリエーションに対して高学年と低学年を分けるべきだと。私の質問に対してはちょっと具体性に欠けるなと思いますけれども。併せてですね、人の増員も考えているのか追加でお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習長！

○生涯学習課長 お答えいたします。

低学年と高学年を分けるということではなく低学年と高学年を一緒にすることによる学習を児童館としては求められておりますので、一緒に行動するように考えております。

また、人員の配置でございますけれども、岩江児童クラブにおきましては、人数40名ということで規定により現在の2名体制を3名ということで、御木沢児童クラブについては現行のままですので同様の体制で進めて参るようになっております。

○議長 質問があればこれを許します。

○11番（小林鶴夫君） 岩江と御木沢についてはですね、早急な対応と非常に良かったなと思いますけれども、やはり1学年から6学年まで全部一緒というのはちょっと無理があるんじゃないかなと思いますけれども、今年はそういうことであればですね、一回試行していただいて段々に改善していただきたいと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

○議長 答弁はいいですか。

○11番（小林鶴夫君） はい、いいです。

○議長 第3の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 三番目はですね、不登校についてお伺いいたします。

昨年のもですね、その前にですね、皆さんご存知だと思いますけれども、最近川崎市で中学校1年生のもですね、悲しい事件。皆さんご存知だと思いますけれども、このお子さんのですね、まずご冥福をお祈りしたいと思います。

昨年のもですね、教育懇談会の席上でもですね、一部の会場で話題になりましたけれども、残念ながら我が町でもですね、不登校になっている児童や生徒さんがいるようです。小学校、中学校でですね、不登校のお子さんが今何名ぐらいいらっしゃるのか。

また、どのような傾向になっているのか。不登校になるですね、原因というのは家庭の事情等、様々な要因があると思いますけれども、教育委員会としてはですね、一番どのような要因がですね、一番と考えられるのかお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 今年度、三春町内で、年間30日以上欠席している不登校児童生徒は全部で14名おります。全て中学生です。1年生が2名、2年生が6名、3年生が6名です。不登校になる主な要因としては、家庭に起因する問題、学校生活への不適應、学業不振など多岐にわたり、複合的な要因もあります。

教育委員会としては、毎月学校から報告書を提出させ、欠席日数や学校の対応等について現状把握を行っております。状況に応じて、学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソー

シャルワーカー、その他相談機関の紹介等、適切な対応ができるように指導助言に努めているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 不登校のお子さんがですね全て中学生と、1年生が2名、2年生が6名、3年生が6名ということ始めて知りました。この2年生のお子様というのはですね、1年生の時からもずっと不登校で2年生になっても不登校になっているのかどうか。もし、分かったら教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1年生時から、また小学生の時からなっているものもおりますし、または2年生になって不登校といわれるものになったものもおります。ちょっと人数はですね、現在資料、分かりませんので人数は確定したことは言えません。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） これはちょっと私の記憶なんで確たるあれはないんですけども、昨年ですね、教育懇談会の席上でもですね、ちょっとこの不登校、先ほども言ったように不登校の問題が出まして、その時、議事録にはちょっと載っていないんですが私のメモにはですね、1年生のお子さんが多いですという文言がちょっと残っておったんですね。そうするとですね、やっぱり小学校から中学校に上がった時のいろんな教育環境の変化の問題等々があるのかなと想像していたんですけども、特に三春中学校の場合はですね、小さな規模の学校から大きな規模の学校に入ると。そういう点でですね、いろんな悩むお子さんもいるのかなと考えております。原因がですね、分かりましたらですね、今後ちょっと検討していただければと思います。

後ですね、これはちょっと愚問になってしまうかもしれませんが、義務教育の場合は出席日数が不足なくとも卒業ということになってしまうのでしょうか。現にそういうお子さんがいらっしゃるのか分かった教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 いわゆる中1ギャップと言われるもので、小学校から中学校に来た時にいろいろなストレスを抱えてですね、不登校になる場合もあると思いますが、そうでない場合も結構多いと。先ほどお示ししたとおり、1年生は今のところ2名ということですのでそういう形になります。ちょと全体的なことを言わせていただきますと、中学生に多いのはですね、皆さんも成長の過程でですね、経験しているわけですけど、思春期といわれることがありまして、やっぱり心と体のバランスが採れないとかですね、いろいろありまして、どうしても中学生の頃になりますと不安定な心の状態、または勉強の方もですね、段々難しくなってくるということで、ストレスを抱えるということであるかと思っております。

それから、欠席日数によってですね、卒業証書が受け取れないということはあるんだろうか、ということですが、これは各中学校に内規がございまして、ただしですね、内規の中に日数はあると思いますが、ただし書きがございましてですね、その子にとってですね、本当に卒業証書をあげないのが良いのかといわれると非常に難しいですね。例えば大人になっ

てですね、何か資格を取りたいと、中学校を卒業した証明書が出せないとなりますとその子の一生をですね、左右することになりますので、規定の中には校長の権限でですね、卒業させることも出来るという一項目が必ずあるかと思います。ですから、公立中学校でですね、卒業証書をあげないということはまずないだろうというふうに思います。三春の学校ではございません。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 最後にちょっと教えて欲しいんですけども、教育委員の方がですね、各学校に出向いていろんな相談に乗るということがスタートしていると。各学校には年間何日ぐらい出向いているのか。そしていった時のですね、教育委員の方は何名で対応されているのか。

それともう1点ですね、そういうような中でですね、不登校になっていたお子さんが非常に元気になったという例がありましたら教えていただければ幸いです。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 いわゆる教育委員が各学校に在籍する、教育委員在籍日でございますが、年間を通して1日でございます。それから、その時に参加する教育委員はですね、私は必ず出るようにしておりますが、他の教育委員さんは必ず5名ということではなく、多い時は4名もありますし、3名もありますし、2名もありますし、1名というのは無いようにしております。

その時に不登校の話題ですね、不登校の話題はですね、今まで私の記憶ではなかったことはございません。ただしですね、不登校に係わるスクールカウンセラーの方からですね、または学校も併せてですけども、もう少し学校に勤務できる日があつたらということでありまして、それは昨年度からだと思いますけれども、町の方からも支出をさせていただいて毎週何曜日にはカウンセラーが学校にいるという状況を作っております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 教育委員の方が学校に出向くのがですね、在籍日がぜすね、年間で1日というのはちょっと少なすぎるんじゃないかと思いますが、今後もこのようなペースで行かれるのか。あるいは、やっぱり少ないからもっと改善しなくちゃいけないのか。その点どう思われるのかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 この制度はですね、お金も要りません。それでなるべく近い所に教育委員がいる日を作っております。近隣の教育委員会でやっている所は聞いたことがございません。ですから、三春町独自でやっておりまして、それは今3年目に入ろうとしているところでございますので、このままの状況で続けて参りたい。増やす予定はございません。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 9番三瓶文博君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番（三瓶文博君） 議長のお許しを得ましたので、先に通告をしました質問を行います。

一つ目の質問でございます。恵下越の復興公営住宅整備事業に係る流域の課題について質問をいたします。

現在、工事中の恵下越の復興公営住宅の造成工事ではありますが、復興住宅については被災された皆さんの生活再編に協力できることは大変意義のあることであり、町にとっても交流人口の増加、また消費人口の増加による消費の拡大が見込まれ大変良いことだと思っております。

ところで、造成現場より流域下流に住んでいる馬場・尼ヶ谷の住民にとりましては馬場沢という町管理の水路があり、ゲリラ豪雨等の豪雨災害に対する対応に大きな心配、不安が募っております。過日2月26日、中町公民館で説明会において、住民から切実な意見や要望がありました。そこで3点について質問いたします。

1点目ですが、恵下越の流水計画等については、図面等で周知されておりますが、説明会への参加人数が少なかったためあえて基本的となる防災計画をお聞かせください。

2点目ですが、県が所管している馬場の砂防ダムと今回工事をしている町の調整池とのすり合わせは、県と間との間で行っているのか。また、具体的な内容をお聞かせください。加えて今後、県との協議などをどのように進めて行くのか。万が一、災害事故が発生した場合、住民に対しどこが責任を取るのか。一番重要な問題でありますので、この点についても町当局の考えをお聞かせください。

3点目ですが、馬場沢の改修について今後町としてどういう考えを持っているのかお質します。加えて関連して重要な課題と考えられる通学路の将来的な考え方についてもお質します。

以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設長！

○建設課長 1点目の質問にお答えいたします。

恵下越の復興公営住宅整備事業は葛尾村が事業主体で行っております。開発面積は約8haで、125区画の宅地と5区画の公益地、2カ所の調整池、2箇所の公園等の建設工事を現在行っております。開発を行うに当たりまして、葛尾村では県の開発許可を得ており、開発区域からの水の流出量についても協議がなされております。流出箇所は県の砂防ダム東側と288号バイパス側の2カ所で、流出区域の変更はしておりません。今回の開発でその2カ所に調整池を設置します。開発前に白河降雨強度式の30年確率により計算した流出量は、県の砂防ダム東側が1.638 m^3/S 、288号バイパス側が0.185 m^3/S でございました。

今回の開発による調整池からの流出量は県の砂防ダム東側が0.314 m^3/S 、288号バイパス側が0.032 m^3/S となり、両方とも開発前の5分の1以下の流出量となる計画でございます。

2点目の質問にお答えいたします。

1点目でお答えしました、葛尾村が設置する2カ所の調整池から流出された水は県の砂防ダムに流れ込みます。開発前の5分の1以下の流入量となるので県の砂防ダムもより安全となります。また、砂防ダムの流出部、洪水吐きといいますが、この箇所は100年に1度の確立流量の1.2倍の水量が流出しても下流に被害を起こさないような構造になっています。したがって、開発により災害が発生するとは考えてはおりません。

工事の瑕疵や管理不足による破損等の場合は、工事請負者及び管理者の責任となりますが、自然災害による場合はこの限りではありません。

3点目の質問にお答えします。

これまでにお答えしたとおり馬場沢は安全であると考えておりますので改修する計画はありませんが、維持管理には努めて参ります。また、馬場沢の下流のコンクリートで蓋をしている区間は歩道となっておりますので、今後も、現在の歩道の幅員は維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 今回の回答の2点目の県の砂防ダムの件ですけれども、砂防ダムの砂がですね、出来てから1回しか払っていないというふうに聞き及んでおります。そして、見は目はですね、正に荒れ果てた状態で大丈夫かなという思いがございます。過日の説明会において、安全であるとの説明がありましてけれども、県との連携が取れていない印象がありました。そういったことが心配を助長すると思われそうですが、今後、県との協議をどのように進めて行くのか。

そして3点目、馬場沢の件でありますけれども、改修でございますけれども、特に尼ヶ谷においては、水路の上が通学路になっております。そして縁石で車道との境を区切っているようですが、幅員が変化しており、それによって町道で車が交差できず、水路通学路の上に車を入れて待機して通行するような状態で馬場地区のですね、通学路の問題もありますけれども、通学路として心配で子どもを歩かすことが不安で親が車で送り迎えをしているような父兄から切実な訴えも説明会の中でありました。車の通行量も増え、危険が増しているわけであります。水路上の歩道の通学路の強度なども含め、子どもたちの安全確保のため整備が必要と思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設長！

○建設課長 県の砂防ダムの土等の件でございますが、砂防ダムにつきましては土が溜まってもし上から流れる水の量で安全を確保しているということでございますので、土が溜まっても大丈夫のように造られてはおります。ただ、草等も生えていて皆さん見目で心配な点があると思いますので、県の方には草の除去等を要望している状態ではございます。

それから、馬場沢の水路の蓋がかりの部分でございますけれども、車が乗って待機ということでございますが、車道分が狭いということでございます。あれ以上拡幅ということになりますと人家が連担しておりまして、家を移転していただかないと歩道等の拡幅は出来ないわけでございますので、どこか待避所をつくれる場所があれば検討して行きたいと思っております。

ただ、水路につきましてはだいぶ前に蓋がかりをしておりまして、強度等については詳しく精査しておりませんので、今後ちょっと精査はしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 縁石でですね、車道と通学路の境をしているんですけれども、その縁石の並べ方によっては、若干その車道がスムーズに進むような工夫ができると思いますね。それと、歩いてみると分かるんですが、この歩道がですね、左下がりになったり右下がりになったり平坦でないんですね。ボコボコモありますので、そこら辺も加えてちょっと整備の必要性

があると思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設長！

○建設課長 歩道については、本来は車が入ってはいけないということで縁石を設置しておりますので、それを外して入ってしまっただけで学生の方がけがをしてしまっただけではもともとこうも無いので、待避所として先ほども言いましたけれども、取れる箇所があればそれなりの整備をして行った方が良くは思っております。

それから、凸凹につきましては、各家の出入り口の関係もあってその高さに合わせて擦り付けている箇所もあるとは思いますが、ただ、そうではない箇所です。つまり、きつい箇所とか凸凹の箇所があれば直して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 第2の質問に入ります。

原付バイクのご当地プレート導入についてであります。

今、全国でご当地プレートを導入する自治体が急増しております。ご当地プレートとは、ユニークな形状や図柄をした原付バイクのプレートのことを指します。原付バイクのナンバープレートは自動車の自動車登録番号表及び車両番号表とは異なり、地方税である軽自動車税を納付したことを示すいわゆる課税標識であります。そのため、管轄は市町村で法令上の様式の定めがなく、プレートの形状や図柄は市町村の裁量で自由に決めることができます。

今年町は合併60周年を迎えております。町のブランド力の向上、観光PRやイメージキャラクター事業として地域の個性と魅力をアピールし、将来的にご当地プレートが親しまれる町の紋章になればあらゆる場面でそのデザインが使用されるようになり、住民の地域への愛着が深まることにもなります。

現在、福島県では八つの市町村が導入しております。近隣市町村では本宮市、須賀川市、郡山市が導入しております。ご当地プレートは地域の魅力を発掘するだけではなく効果的な町のPRのための一つの手法だと考えております。

よって、町として原付バイクのご当地プレートの導入について、現時点でどのようなお考えを持っているのか伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間税務課長！

○税務課長 第2の質問にお答えいたします。

ご当地ナンバーは、地元への愛着を深めるとともに、動く広告として広くPRができ、更にはイメージアップを図る効果などがあるものと考えられます。反面、原付バイクは一般的には自動車ほど行動範囲が広くなく、また、ナンバーの新規登録の件数など、検討すべき事項もあります。

お質しのようになりますね、原付バイクのご当地ナンバーは、シンボルマークやキャラクターなどを書き込んだりすることや、形やデザインについてもある程度自由とされていることなどもあるため、これらのことを総合的に勘案しながら検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　以上で午前中の分はここで終了といたします。ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時といたします。ご苦労様です。

……………・・　休　　　憩　・……………

(休憩午前１１時４６分)

<　休　　　憩　>

(再開午後　１時００分)

……………・・　再　　　開　・……………

○議長　それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続きこれより再開いたします。

８番、渡辺正久君！質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○８番（渡辺正久君）　議長の許しを得ましたので、次の２件について質問をいたします。

１件目は今年度の重点施策でもありました人口減少に歯止めをかける施策の展開についてであります。

町は平成２４年６月に策定しました三春町定住促進計画に基づき以前にも増して定住促進に力を注いできたと理解をしております。この計画は２７年度を目標年度としておりますので、残りあと１年であります。本事業のもっとも大切なのは、女性の方に安心して少しでも多くの子どもを産んでもらえるように職場の理解も含めて子育て環境をしっかりと整えることだと思いますけれども、若者が一人でも多く町内に残ってもらうためには、住宅施策も大変重要だと思います。そこでお聞きをいたします。

一、今までの定住促進事業の実績と、併せて２年半取り組んで参りました中で生じた差しさわりなど、今後の課題をお聞かせください。

二、三春町定住促進計画の中身について、検討または見直しが行われたのかお聞きをいたします。

以上です。

○議長　第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長　定住促進計画の実績につきましては、年度途中ではありますが、主なもので、賃貸住宅家賃助成事業が５世帯１３名の転入、町分譲地は、あっせん報奨や被災者購入助成制度を活用し２区画販売しました。

現在、課題と考えておりますのは、若い方が住宅を建てて転入する場合の助成がないこと、働く場所を確保する必要があること、などであります。

次に、計画の中身の検討・見直しであります。昨年１１月に町商工会から要望書が出され、庁内の関係する部署が集まり協議をいたしました。その結果、現計画に、「賃貸住宅建設促進事業奨励金交付額の拡充」、「三春町中小企業経営合理化資金保証融資制度」及び「利子補給金交付制度」の３点を新たに盛り込むこととし、要綱等を改正しました。

これらの事業へ速やかな対応ができるよう２７年度当初予算案へ計上しております。

なお、２７年度は定住促進計画の最終年度となりますので、拡充、縮小、新規事業創設など、事業内容を精査することとしております。

○議長　質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○８番（渡辺正久君）　賃貸住宅家賃助成事業は中々の成果があったようでございます。また、

課題として若い人が住宅を建てる場合の助成制度がないことなどが挙げられておりますけれども、事業の見直しや追加がされたようでございますけれども、あとの事業は中々厳しい状況ではないかというふうに思います。

その中、この施策がより以上の成果が上がらなかった理由の一つは、町有地という制限が多く町民にしては使い勝手が悪いのではないかというふうに考えられますけれども、どうでしょうか。

またですね、定住促進助成金事業が計画には挙がっているようでございますけれども、これらは実施されていないようであります。なぜ、実施に至らなかったのかお聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 はい、再質問にお答えいたします。

まず、一つ目の町有地に限定することが使いづらいのではないかというご指摘でございますが、まずは今回の定住促進計画の事業年度の中で町有地の売却ということを念頭に考えてございますので、最終年度の27年度に向けて先ほどお答えさせていただいたとおり、課題があればそれは随時検証して新たな計画づくりの方に反映して行きたいというふうに思っております。その辺をご理解いただければと思っております。

二つ目の定住促進計画の中には様々な事業がございます。それを一括りにまとめ直したのが定住促進事業というふうな構成の作りとなっております。確かに議員お質しのとおり、定住促進助成金、項目としては載っておりますが、この期間中には実施できる見通しが立ってございません。ここの部分については、様々な要因がございますが、それを裏打ちする制度、あるいは財政的な措置、それぞれについて様々な課題があるということで実現には至っておりません。そういうことも含めまして、最終年度の検証、あるいは次年度以降への新たな政策への引継ぎということで解決して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） ぜひですね、検討していただきたいと思います。この他にですね、項目を見ますと大変期待のできる制度が計画に挙がっているようですけれども、実施されていないようでございます。例えばですね、新婚家庭家賃助成事業、また空き家改修助成金事業も計画に入っているようですが、まだ実施には至っていないようでございます。これらにつきましてはですね、多少の見直しをかけても結構ですから、今年1年ございますので、ぜひ実施してみてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 はい、ただいまご提案頂きました提案内容につきましては、十分検討させていただきたいというふうには考えてございます。出来ない理由につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますが、その後、情勢が変わりまして地域創生絡みの様々な交付金事業というふうな声も聞こえております。その中で、27年度中に仮に着手することの見通しが立てばそれはそれで対応して参りたいと思っておりますが、まだ現在では詳細については定まっておりますので、今ここで「必ずやります」というふうなお答えは難しいんですが、ご提案を十分含めまして引き続き検討を続けて行くということでご理解をいただければというふうに考え

ております。

よろしくお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番(渡辺正久君) いろいろ事情があるとは思いますが、今年1年ございますので、検討鍵等を開催いたしまして、やる方向でぜひ検討していただきたいというふうに思います。

現在、人口減少・少子化対策は待ったなしだと私は思っております。それだけにこの施策は大変重要であると思います。我々町民には言葉はよく聞くんですけども、中々その危機感と申しますが、積極性が感じられないような気がいたしております。先ほどの答弁でありましたが、予定はしているようでございますけれども、来年はこの計画の最終年度でございますので、しっかり検証し、総括をし、より良い施策として引き続きですね、強力に推し進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうでしょうか。その辺の決意のほどを。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 はい、議員のご指摘、あるいは問題提起、重く受け止めてございます。次年度以降、様々な検証を通じまして鋭意努力させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) それでは2件目の質問に移ります。

農業及び農村の維持・発展のための取り組みについてお尋ねをいたします。

今、我が町の農業は他町村と同様、従事者の高齢化、後継者不足、農地の荒廃化など状況は深刻さを増しております。これらを少しでも解消するため、また現状を維持するため私たち農家もうひと頑張りする覚悟でございます。

そこでお聞きをいたします。

一、我が町の農業と農村環境の維持・発展には、中山間地域直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度などを活用しながら、集落的、あるいは複数による共同農営などの確立を目指すのが最良かと思いますが町の考え、併せて町の取り組み方をお聞かせ願います。

2点目、平成25年12月に政府が策定した農林水産業地域の活力創造プランには、10年間で全農地の8割を大規模農家に集約して競争力を強化するなどの項目が盛り込まれております。それらを促進するためと思いますが、昨年、農地中間管理機構が発足し、昨年12月の第3回農地借り受け希望者の公募には年内で農家と法人合せて550経営体で2,529haの希望があり、今までの累計希望面積は7,988haに達したそうでございます。そこで、町内での農地借り受け希望者の有無など、現況をお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

従来の農業は、家族経営を基本としてきましたが、耕作放棄地の増加や農業の担い手の高齢化、就業者数の減少など、農業を取り巻く状況は厳しさを増してきております。

これらの対策として、今後の農業経営を効率よく推進するために、経営の効率化、大規模化、

雇用の機会増加が期待できる集落営農等の共同経営化は非常に重要であり、昨年12月に策定しました第7次三春町長期計画において、担い手の確保対策として集落営農実現の支援を掲げたところであります。

また、集落営農の実現のために必要となる大型農業機械の導入や、維持管理作業などの財源には、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し、地域農業の活性化を図って参ります。

2点目の質問であります、県内の農地中間管理機構は、福島県農業振興公社が事業を実施しています。この事業は、県内59のうち51市町村の農業振興地域内農地を対象とし、幅広く農地の借り手を募り、担い手に農地を集約しやすくすることで、農業の活性化を図る制度であります。

平成26年度は8月を第1回とし、これまで4度の公募を実施しました。現在のところ、町内農地の借り受け希望は、町外からの応募1件のみであり、町内農家等の借り受け希望者は、まだいない状況であります。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために有利な制度でありますので、引き続き広報活動や個別相談などに努め、事業の推進を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 集落営農などの共同経営化は非常に重要である点など考え方は同じようなものであるというふうに思います。

そこですね、将来の農業・農村のあるべき姿、そしてそのための方策も我々は大体理解はしているつもりでございます。問題はここからでありまして、高齢者が多い私たちには具体的にどのように集落営農を目指すとして、意見を集約し、また計画を立て行動に移すか、その手順と申しますかプロセスが描けないでいるのが現状ではないかというふうに思います。何から始めれば良いのか。そして、どうすれば良いのか。悩みも持っております。町当局もそれらについては、薄々感じていらっしゃるのではないかというふうに思いますけれども、それらに対する対応と、どうして支援して行くか。その点についてお聞きをしたいと思います。

二つ目は農地の貸借に関してでございますけれども、ただいまの答弁にありましたように我が町は山間地が多く、耕地も狭いのが実態でございます。そんな中での事業でありますので、中々借手を見つけるのは難しいんじゃないかというふうに思います。ただ、この事業は農地の荒廃を少しでも抑えるためには欠かせない事業だというふうに思います。3、4ha前後の小規模集約は可能だというふうに私は考えております。その点、この事業に対しまして、どう対処して行くのかお聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の共同農営の店でございますけれども、こういったところから始めたら良いのかということで、地域の中でも皆様いろいろと議論されていられるというふうに認識をしております。産業課の方では、ご相談のあった所から地域に出向きまして、今後の農業の共同化につきまして相談をしたり、また中山間地域の事業の説明、また多面的機能の事業の説明などを通して皆様の営農活動への支援をして行きたいというふうに考えておりますので、まずは産業課の方にご相談をいただければというふうに考えております。

2点目の農地の集約化でございますけれども、この事業につきましても農地中間管理事業を

通して農地の集約化を図るという事業が出ております。議員のおっしゃるようにこの事業は集約化に非常に有効な事業と認識しておりますので、今後ともこの事業を推進して図って行きたいというふうに思いますので、説明会、またはPR、個別指導などを今後とも続けて行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） 今この2点についてですね、相談があれば支援をして行きますよということでもありますけれども、ここです、逆に私の方から一つ提案でございますけれども、町内で規模、形に関わらず集落営農に取り組みを始めている所、または取り組もうとしている地区をですね、一つモデル地区に指定をいたしまして、町と農家、地区が一体となって取り組みですね、実現をさせて見たらどうかというふうに思います。

二つ目は農地の貸し借りでございますけれども、土地の貸し手である農家、あるいは地区にアンケートを取るなど、意向調査をいたしまして、貸出し可能な土地、地区を把握しておき、借手希望があった場合に斡旋できるように態勢を整えておくのはどうかというふうに思います。また、逆にそれらを発信してはどうかと、そういうふうな積極的な姿勢が大切ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

第1点目のモデル事業でございます。これにつきましても、あと第2点目アンケート調査につきましても、いずれもこういった事業を通して集落営農、また農地の集約に有効かというふうに考えますので、事業の実施に向けて検討を進めて参りたいというふうに思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君！

○8番（渡辺正久君） ぜひお願いをいたします。

これはいずれにしろこれらの施策が進まない限り現状を変えることは出来ないというふうに思います。また、維持することも必ず悪化して行くのではないかと、大変危惧をいたしております。今こそ町が地区、農家にですね、農家の問い合わせを待つのではなくて、自ら出かけ一緒に汗をかく時ではないかと思っております。農家の高齢化が進んでいる現在でございますので、そういうふうな町当局のやる気というのですか、それらを見せていただければ我々も一層、やる気というか、火が燃えるというか、一緒に取り組んで行く気持ちになれますので、ぜひそういうふうな姿勢を見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そういうことで、一つですね、今後も積極的に取り組んで行くと、逆に知識・情報をですね、聞かれる前に、「こういうのはどうか」というふうに我々農家に問いかけて行くことが必要だと、ぜひそうしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 非常に現実的な提案であると、このように評価いたしますので、そういう方向で取り組んで参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3 番影山初吉君！質問席に登壇願います。

第 1 の質問を許します。

○3 番（影山初吉君） 先に通告しておきました事項について質問をいたします。

第 1 の質問であります、町の基幹産業である農業問題について 6 点ほど質問させていただきます。

まず、1 点目ですが、町内農事組合の推移と実態、今後の課題についてお伺いをいたします。

2 点目ですが、中山間地域集落協定は、今年で 3 期 1 5 年間をもって 3 期目が終わりますが、その総括と 4 期目の内容について伺います。

3 点目ですが、2 6 年度産米の下落に対し、2 7 年度米作農家への支援策について伺います。

4 点目ですが、農業従事者の高齢化と米価下落で耕作放棄地が増大することが考えられることから、その対策についてお伺いをいたします。

5 点目ですが、6 次化産業への取り組み支援について、プロジェクトチームや 6 次化基金を設ける考えがあるか、ないかを伺います。

6 点目ですが、畜産農家はですね、風評被害、あるいは T P P 問題と厳しい環境下で現在頑張っております。これからもですね、生産意欲と規模拡大を図るための指導と支援策について伺います。また、三春町は地形上畜産業が一番適していると思われます。畜産振興を図り将来三春牛としてブランド化に挑戦すべきと思いますが当局の考えをお聞かせください。

以上であります。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

町内の農事組合は大字、または旧町においては字を単位として 3 6 ありますが、減少する傾向にあります。

組合の機能は、それぞれ若干の違いはありますが、農業に関する資料の配布、資材購入の取り次ぎ、道水路の管理保全等を行っております。

資料の配布や資材購入の取りまとめについては、個別送致が主流となりつつあり、道水路等の維持管理についても、中山間地域等直接支払制度の集落協定が代替しているところも多いことから、大字によっては既に組合を解散したところもあります。また、今後は集落営農が農事組合の機能を担うということも考えられます。地域農業の継続には、農事組合のような話し合いの場も必要では、とは考えております。

次に中山間地域等直接支払制度は、平成 1 2 年度より開始され、1 期 5 年間を対策期間として、本年度末をもって 3 期 1 5 年が終了します。

この間、農道水路等の維持管理、農作物等の栽培をとおした農村ならではの景観形成、耕作放棄地発生の未然防止などに有効な手段であったと認識しております。

平成 2 7 年度からスタートする 4 期対策については、国からまだ正式な通知はありませんが、町内での取り組みに関する限り、3 期対策までとほぼ同様な事業展開がなされると思われます。

今後は、中山間地域等直接支払制度と同時に取り組み可能な多面的機能支払制度と合わせて、集落営農体制実現の際にも活用が図られるよう支援して行きたいと考えております。

次に平成 2 7 年産米への支援につきましては、収入減少影響緩和策、いわゆる「ナラシ対策」への加入促進を図るとともに、稲作農家の体質強化緊急対策など国の制度を有効に活用して参ります。他に主食用米の品質向上に関しての勉強会を開催し、集落営農体制の実現と合わせて

取り組んで参ります。

また、引き続き町内産米の地産地消をすすめ消費拡大を図るため、J Aたむらや農産物直売所等とも連携し、町内産米の直売体制の充実と、飼料用米など主食用以外の水稻の生産・活用についても、幅広く支援して参ります。

次に耕作放棄地の対策としましては、農業の担い手の確保対策が重要であり、集落営農実現の支援を図って行きたいと考えております。

集落営農においては、専業農家は集落営農の核として、また、兼業農家の参加も促していくことで、主要作業の機械化、受託業務や労働力の集約化、水稻と園芸などを組み合わせた、地域全体として特徴のある複合経営化が図られるものと期待されます。このことで、耕作放棄地の防止や地域農業の活性化を図るとともに、様々な雇用の機会を生み出すことができるものとも考えております。

次に6次産業化は、農業に関わる者や他業種との連携により、農産物の付加価値を高める事業です。6次化の産品開発拠点と開発体制については、現在計画づくりを進めております。ご提案についても、その中で検討を図って参りたいと考えております。

次に町内の畜産農家は、酪農が6戸、和牛繁殖約60戸、肥育4戸となっており、原発事故前の平成22年と比較し約30戸減少しました。

対策として、酪農及び繁殖経営については、基礎雌牛導入等の補助制度を継続し、生産者団体と連携しながら計画的に良質牛の確保を図って参ります。

また、施設整備に国庫補助事業の導入を要望する農家もあり、国県などの補助事業を十分に活用し意欲の向上につながるよう支援して行きたいと考えております。

ブランド化については、町内にはJ Aグループによる和牛「福島牛」に取り組んでいる農家が1戸ありますが、「三春牛」としては、ある程度まとまった生産量が必要であることから、現状では難しいのではないかと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 再質問ですが、1番から6番まで農業問題で全てリンクしておりますので総合的に再質問させていただきます。

それですね、今日本の人口は約1億2千万と言われておりますが、30年後には約8千万台になろうと言われております。そういう中で我が町も少子高齢化ということで、当然世帯数も減る、そういう中で人口も減る大きな手を打たなければ壊滅的な打撃になると思います。それは農業問題だと思うんです。これはですね、やっぱり20年後、30年後を見据えて日本の食生活はどうなるんだと、米から肉になるのか、いろいろ考えながら、また、市場をですね、国内ではなく海外に向けてインドや中国、人口大国などを見据えてそういう取り組みをしなければ壊滅的な打撃になると思われます。

そういう中でですね、今回3人の議員が農業問題に対して質問しておりますが、これはやっぱり農業に対するSOSの風が吹いているものだと私は感じています。

そういう中でですね、まず3番の質問ですが、米価下落で農家への支援策はということですが、町としてちょっと支援策が少ないのではないかと。近隣市町村を見ますとですね、種もみの支援、後は培土の支援、土ですね。それから、加工米に対する補助、またはパイプハウスの補助とかいろいろ取り組んでいるように思われます。もう少し前向きに農業を支援しないと本当に何回も言うようですが、取り返しのつかないような状態になって来るのではないかと思われます。

そういうことで、質問いたしますが、あと5番になりますが、6次化。こういうことで、6次化に対しては農家の生き残りをかけて全国的に全農家が考えている問題だと思うんです。どこでもやっているからやっても無駄なんだということではなく、チャレンジに失敗はないと思うんですね。そういうことで、とにかく6次化に取り組まなければ農家の生き残りはないと思いますので、しっかりと支援をいただきたい。そういう中で最終的にはですね、農業は自主努力、自分で努力しなければだめなんだと、これは当然であります。そういう中で、JAさんの指導を頂きながら、行政と農家と一体となってやっぱり勉強会を開いて前向きに取り組むべきだと思うんです。そういうことで、一つ町の考えを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

米の価格の下落につきましては、先ほどの答弁にもございまして、下落につきましては、大変なショックだったというところでございます。それに対しまして、今国などもそのための対策をかなり取っております。一つは稲作の農業の体質強化対策という事業を今年度立ち上げております。また、平成27年からの収入減少影響緩和対策、すなわち「ナラシ対策」などの事業を進めております。また、飼料米への取り組みなど、後は消費拡大などを進めて参りたいということで、国などの政策、また町としては消費拡大に取り組んで支援をして行きたいというふうに考えております。

続きまして、2番目の6次化の問題につきましては、現在計画をいろいろと考えております。6次化につきましても、どういう物の6次化をすれば良いのか。また、6次化を進めるための施設づくり、また備品などがどのような備品を準備すれば良いのかなどにつきましても、今検討をしているところでございます。ご指摘のように、やはり勉強会などを開きまして、JAまたは普及所などと協力しまして勉強会、研修会、または指導者などを派遣していただいて、そういった事業を展開して行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 2番目の質問をいたします。

地域創生交付金事業について2点ほど伺います。

まず1点目ですが、地方の活性化を図るため国、県は大型予算案が計上されています。この交付金事業に町としての提案と総事業費等についてお伺いいたします。

2番目ですが、この交付金事業は主要政策推進のため創意、工夫が求められます。町は総務課が主管課となりますが、職員の増員、または対応する課を新設する考えがあるか伺います。

以上であります。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 国の26年度補正予算で可決され市町村に配分される地域住民生活等緊急支援のための交付金であります、大きく二つに分類されます。

一つめが地域消費喚起・生活支援型の交付金で、二つめが地方創生先行型の交付金であります。県より示された交付限度額は、それぞれ3,940万1千円と3,730万8千円であり、合計いたしますとおおよそ7千6百万円程度が交付される見込みであります。

なお、二つ目の職員の増員や新たな課の設置につきましては、計画策定や全体予算は、総務課及び財務課が中心となり進め、事業の実施にあたりましては、現担当課により対応して参ります。新たな課の設置等は、現段階では考えてございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 2点ほど再質問させていただきます。

まずはですね、町長の所信表明にですね、この地方創生交付金事業が載っておりませんでした。これ、私としては、町として最重要、重点事業だと思うんですが、所信表明に載せなかったのはなぜなのか。一つそれとですね、合計で7千6百万円ほど交付されるものだと思っているということですが、これは提案理由の内容に関わらずこの金額が来るということによって良いのでしょうか。これはですね、国県はですね、大型予算を組んで良い提案をすればそこに金をやりますよというようなことだと思うんですね。だから、市町村は本気になって、町また議員も一緒になって考えて予算獲得に国に要望していると思うんですが、そういう中で、提案の内容に関わらずこの金額が来るのかということをこの2点、再質問させていただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長 議員より二つの質問をいただきました。順序は違いますが、二つ目のご質問から先にお答えさせていただきます。

おおよそ7千6百万円の交付金、これは内容に関わらずもらえるのかというようなご質問でしたが、当然要件というのがございます。簡単に申しますと、ソフト事業を中心としていわゆる建設だけで終わるもの、いわゆるハード事業については対象外というふうな基本的な原則がございます。後は職員の人件費に充てることはできないといった様々な制約がございますので、やはり限度額はございますが、内容については十分それを満たした創意工夫が凝らされたものに対して始めて交付されるというふうな性質だと考えてございます。当然、限度額いっぱいもらうというのは戦略的には当然必要なことだというふうに考えておりますので、そういった方法で検討させていただいております。

それで一つ目の当初、所信表明の中に地方創生のお話し、掲載がなかったというふうな件でございますが、現在この地方創生事業につきましては、地域創生関連の交付金事業ということでその具体的な内容を現在、国県で協議中であるために詳しくお示しすることが出来ませんでした。ただし、実施に際しては予算が伴いますので、これにつきましては近く議案として提案すべく、現在事務を進めております。ご理解いただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○3番（影山初吉君） 3番目の質問をいたします。

ブータン王国との交流についてであります。

まず1番目にですね、国際協力機構、JICAに採択された草の根技術協力事業における今年度ブータン三春協働実行委員会の取り組みの概要について伺います。

2点目ですが、町はブータンへ24年、25年度と町民有志による滝桜交流訪問団を派遣してきましたが、27年度は見送るのかお伺いをいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 第3の質問にお答えいたします。

国際協力機構、JICAが実施している草の根技術協力事業に、ブータン三春協働実行委員会が計画した事業が採択され、昨年11月にJICAと委託契約を締結いたしました。

この事業は、昨年11月から実施しておりますが、28年度までの約2年半、概算事業費で4,960万円、この間に滝桜の子孫苗の植栽や育苗を始め、公園等植栽計画の作成、それらを支援する事業であります。また、ブータンからの研修生の受入れや、ブータンフェアの開催等が計画されております。

26年度は、実行委員がブータンへ渡航し打ち合わせ実施するなど併せてこの活動をPRするホームページのも立ち上げ作業等を行っております。

27年度につきましては、桜栽培、それから造園の専門家を2回、派遣を計画し、1回目を4月下旬から5月に行う予定であります。また、研修生の受入れも2回予定しております。

次に、町民有志によるブータン訪問団の派遣についてであります。先ずは、JICAと委託契約を締結したこの事業を軌道に乗せて実施することだと考えております。また、この実施にあたって、専門の家派遣事業に町内の桜の技術者を参加頂いたり、研修生に來町された際交流に参加していただければと考えております。

その後に実行委員会等の意見を聞きながら、有志による訪問団については検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番（影山初吉君） 26年度は見送り、27年度も実行委員会の意見を聞きながらということで理解いたします。とりあえず今年からはですね、このJICAの採択された草の根事業を推進して見守るということで、結構だと思うんですが、ただ町民にはですね、「町は熱くなるのも早いんだけど冷えるのも早いんじゃないか」「みんな2、3年んで全て終わってしまうんじゃないか」と、こういうような話も聞こえてきます。そういう中で、確かに技術者を送る、研修生を受入れる、それを見守って行くというのもこれも一つの手なのかもしれませんが、まだまだ町民にはブータンに行っているいろんなことを学んできたいと。後は桜の苗木の成長を見て来たいとか、いろいろ話しはあると思いますので、もっと前向きに取り組んだら良いのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長！

○副町長 あのですね、町民の方にそういうご意見があるのは私どもも聞いてはおりますけれども、先ほど言いましたようにJICAと委託契約を結んでですね、まだそれが軌道に乗らない段階で、また町単独で事業を並行するというのは難しい面もございますので、まずはですね、JICAと契約した分について軌道に乗せてその段階で皆さんのご意見を伺いながら対応して行きたいというふうに考えておりますので、もうやらないということではないということをもまずご理解いただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 15番佐藤一八君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(佐藤一八君) それでは、先に通告しておきました事項について2点ほど質問させていただきます。

まず、1点は農業者はどのようにすれば安定して守られるのかということでございます。

一、東日本大震災、東京電力原発事故は4年目を迎えようとしています。震災以来農家は大きく変化されました。米・畑作物についてすべて検査を行い自分で作った作物であっても検査をしないと安心して食べることが出来ません。出荷する作物はすべて検査を必要としているが、米・畑作物の27年産も引き続き検査を行うのかについてお伺いします。

2点目、原発事故後は、福島県産米は風評被害もあり年々下落傾向である。24年産、25年産米については、東電側から多少の補償は出たが、26年産米についてはどうなるのか。大幅に下落したことで希望を持てる農業どころか失望さえ感じられます。町として農業者にどのような支援策をするのかお伺いいたします。

3点目、現在の農業は、肥料、農薬、燃料等が高騰している中で、26年産米は昭和45年から46年頃の価格に等しいと思います。先日、平成27年産水田農業への取り組みなどの情報がありました。平成27年度からは交付対象者として、認定農業者、認定就農者、集落営農に限られるとありました。また、関係行政と連携して加入者対象者の育成に努めるとありました。町として関係者へどのように指導して行くのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

米の放射性物質検査については、県段階で福島県ほか関係団体が組織するふくしまの恵み安全対策協議会及び、田村地方の市町、農協等と組織するたむらの恵み安全対策協議会が、全量全袋検査として実施しております。

平成27年産米の取り組みについては、正式な通知は到着しておりませんが、先ごろ継続して実施する旨、県議会2月定例会において県農林水産部長の答弁があったと報道されております。

また、麦・豆など畑作物については、田村農業普及所が、各年産ごとの出荷前の抽出検査により放射性物質の測定を行い、出荷可否を判断しております。こちら、米と同様に安心安全を確保するために、検査を継続していくべきと考えております。町の食品等放射能検査所であるベクレルセンターでは、新年度も引き続き測定を続けていく予定であります。

次に昨年9月のJAグループによる平成26年産米の仮渡金額の公表による米価下落は、大変な衝撃でありました。

町としては、国の稲作農業の体質強化緊急対策事業の活用促進により、水稻作の低コスト化を図るとともに、町内産米の消費拡大に努めて参ります。既に町内産100%使用の学校給食の他に、企業や病院などでの給食に町内産米を利用いただくことも進めております。

今後とも町内産農産物の消費拡大のため、JAたむらなど関係団体と連携し、大消費地等でのPRなどにも取り組んで参りたいと考えております。

次にJAたむらが配布した「平成27年度水田農業対策への取り組みについて」においては、国の制度である水稻の収入減少影響緩和対策いわゆるナラシ対策への加入促進が示されております。

これは水稻を生産する農業者が、事前に掛け金を支払い、米価が下落した際には国の交付金と合わせて、減少額の10分の9を受け取れる制度であり、安定的な農業経営の実現には有効な制度と考えられます。

この制度は、従来から交付対象者を認定農業者、集落営農等に限定しておりましたが、今回に限っては、その加入対象者を一般農家にまで拡大しております。

町はこれを契機として、関係団体との情報共有を図り、認定農業者を志向される方や新規就農者の掘り起しと、それらの経営改善計画等の適切な立案を誘導し、認定に至るよう努めて参ります。また、集落営農の実現についても同様に支援し、合わせて地域農業の活性化に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君！

○15番(佐藤一八君) ただいま町長の方から答弁がありました、まさにそのとおりであると思います。食の安心安全で暮らせる三春町のまちづくりがもっとも必要かと思ひます。

また、農地はですね、原発事故による放射能除染は85%にとどまり、県全体では農地の7割の除染が終わっているようだということが新聞に載っておりました。新年度もですね、先ほど言ひましたが、引き続き測定して安心して食べられるような方策を今後も続けて行つて欲しいなと思ひております。

3番目のですね、米の価格はですね、昨年の情報ですと12月時点で、全国で60キロ平均12,142円、一昨年より16.7%下落したというふうに報道されております。こういった中でですね、農家を行政が一体となって少しでも利益の出る指導して安定させて欲しいなというふうに感じております。

これらについて、ご返事を頂いてこの質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 先ほども申し上げましたが、26年産米の価格は農家にとりましても非常に大きな衝撃でありました。実は、昨年の秋ごろですね、JAたむらの幹部が参りまして、この価格下落に対して行政として何か支援をお願いしたいというふうな話しがありました。新聞などではですね、一袋に対して何百円かづつね支援しているという、そういう自治体もあるような報道がありましたけれども、行政として出来る支援、JAとしては、売れ残りが出るんじゃないかという心配をしていたんですね。ですから、売れ残りが出ないように、特に三春産米ですね、町としては消費拡大を図ろうと。これが行政として出来るね、最大の支援ではないかと。売れ残りが出ればさらに下落するわけですね、ということで、町内の学校給食は今まで三春産米100%使っておりました。学校給食の他にですね、病院とか敬老園とかねということで、実は星病院に「病院食に三春米を使ってくれ」と、こういうふうな要望もいたしました。そして、三春病院と敬老園、さらには星総合病院、それから星ヶ丘等々も含めましてですね、星病院だけで約年間2千袋消費すると、こういうことでありましてですね、三春産米をそれだけ使ってくれと、こういうことになりました。その他に、北海道のね、市川さんから避難者に対してね、「一人白米10キロやってくれ」という話しがありまして、これも進めましたけれども。これは400袋でありました。

このようにですね、行政としては一袋に対していくらか数百円くらいのね、例えば支援をしたとしても、それはまさに焼け石に水なんだろうと思うのね。そういう中で、三春産米はちゃんと売れるよと、消費しているよと、そういうふうな体制を作ることが我々行政としてもっとも重

要なんだと思って今申し上げたような方法を講じたと、こういうことでありますのでね、やはり単年度だけじゃなくてね、来年、再来年に繋がるような、そういう対策というものが大事なんだろうと、このように思っていて取り組んでおりますので、これからもですね、前向きに取り組んで行きたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 第2の質問を許します。

○15番（佐藤一八君） 第2の質問をいたします。

三春町長の3期目の総括についてであります。

平成23年9月から3期目として町長は就任されました。就任以来いろいろな出来事がありましたことは今さら申し上げることではないと思いますが、東日本大震災、東電事故による原発事故、避難者受入れ等に一躍発起されたことは言うまでもありません。三春町のリーダーとして町民の皆様から高く評価されています。町長としての総括はどうかについて伺います。

2点目、平成27年9月には町長・町議会議員が満了になり改選期を迎えます。今後どのような姿勢と決意で臨まれるのか。また、9月の改選期に向けて町長のお考えはどうかについて伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 3期目の総括についてお答えをいたします。

3期目、4年間の行政執行にあたっては、平成18年度から平成27年度を目標に策定した第6次三春町長期計画を基に、事務事業を執行して参りました。しかしながら、急激な少子高齢化と人口の減少、東日本大震災とその後の東京電力福島第1原子力発電所事故など、当町を取り巻く環境は急速に変化しており、それらに対応するため、今年度には平成27年度から平成36年度を計画期間とした第7次三春町長期計画を1年前倒しで策定したところであります。

それでは3期目の総括について、主なる内容を申しあげます。

第1は、「自主自立のまち」を目指した財政再建についてであります。

平成16年度に財政構造改革プログラムを策定し、以降、行財政改革に取り組んで参りました。平成17年度の普通会計借入金残高は122億円ありましたが、平成22年が89億円、平成25年度には81億円と削減することができました。

第2は、「安全安心なまち」づくりであります。

その一つの医療、福祉、介護は、重要な課題であります。県立病院を譲り受け、町立三春病院として開院し、更には敬老園を隣接し改築したことにより、当町における福祉、介護の拠点としました。これらを核として、地域密着型介護サービス事業所の支援をおこなうなど、各種施策に取り組んでいるところであります。

二つ目は、災害に強いまちづくりの一環としての桜川河川改修であります。国県に要望活動が続けた結果、県事業の広域基幹河川改修事業の認可を受け、地権者等関係者のご協力により用地交渉もそのほとんどが完了し、改修工事も進展しているところであります。近年では、局地集中型の降雨等による災害が増加しておりますが、桜川河川改修の完成によりこれらの被害を防ぐことが出来るものと期待しております。

第3は、中心市街地活性化としての「商業核整備」であります。

商業核整備の計画については、長年にわたり進めてきたところでありますが、ヨークベニマルが移転し、新たな広い店舗により町なかで歩いて買い物ができるようになるなど、商業核整備を進めることが出来ました。

更に、今年度には中町の蔵を整備し、商業や観光の拠点として賑わいを創造することで、更なる中心市街地の活性化を図っているものと思っております。

第4は、滝桜観光を活かした通年型街なか観光であります。

就任1期目から進めて参りました滝桜観桜料については定着し、滝桜の保全・管理のための財源とするとともに、シャトルバスの運行等により、渋滞緩和をはかり、滝桜から街なか観光につなげる施策もすすめております。町民の皆様にも、それぞれの立場でご協力を頂き、歴史、文化などの観光資源を活用し観光振興をすすめることができいております。

また、春まつり、秋祭りといった各種イベントを開催するとともに、アジサイの植栽による城山整備やもみじ山の整備など通年型観光への取り組みも行っているところであります。

第5は、学校教育の充実についての中学校再編であります。急激な少子化による児童・生徒の減少に対応するために中学校の再編をすすめ、平成25年4月に新たな三春中学校が開校いたしました。

併せて、スクールバスの運行や通学路の整備等、児童生徒の安全を確保するための施策もおこなっているところであります。

第6は、人口減少対策であります。全国的に人口減少が進む中で、町の人口に歯止めをかけたく、町独自の少子化対策、子育て支援対策等を行っております。

三春町定住促進計画を定め人口増加を図るとともに、男女の交流を図るための事業を開催するなどして参りましたが、全国的な問題でもあり当町においても思うようにならないのが現状であります。また、放射性物質による風評被害もいまだに影響していることもあり、人口減少対策は難しい課題ですが、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

続いて、東日本大震災とその後の東京電力福島第1原子力発電所事故への対応であります。町民の安全安心を第1として全力で復旧復興に取り組み、各種施策を展開してきたところであります。

除染事業につきましては、皆様のご理解ご協力のもと、各地区の宅地内や農地等の除染事業を推進しているところであります。

子どもたちへの対策としては、小中学校及び幼稚園保育所の敷地内の表土除去、施設の除染作業、エアコンの整備、OSL線量計による線量の計測、ホールボディーカウンターの実施等、次代を担う子どもたちの安全安心のための事業も実施してきたところであります。

また、放射性物質は農・商・工・観光等すべての産業にも大きな影響をもたらし、未だ甚大な風評被害を引き起こしており、環境放射線の測定や公表、食品放射性物質の測定などの風評被害払拭のための事業も引き続き推進して参ります。

議会、自主防災会を始め町民の皆様には、発災当初から現在に至るまで、高齢者の安否確認、被災者の避難所の設営・受入れ、仮設住宅の建設など、献身的なご協力を賜っておりますことに対し、改めて御礼を申し上げます。

今後も、除染事業や復興公営住宅の建設等、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上、この3期目につきましては、正に協働のまちづくりであったと総括するところであります。

続きまして、9月改選期に向けた考えについてのご質問ですが、任期がまだ半年余りある中、現在はその後について考える段階にはございません。

今は、任期中精一杯務めて参りたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君！

○15番（佐藤一八君） ただいま町長の方から、あとについては未だ考えていないということでありまして、分かりました。

町長はですね、厳しい財政状況を乗り越え健全化を前向きに進められて、大きな事業にも取り組んでいることは町民の誰しものが理解するものであります。

そういう点からですね、今までの調整の流れを今後も引き続けていただけたらと強く希望しております。この旨をお伝えし質問を終わりますが、町長の御見解をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 ただいま申し上げたとおりであります。

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、散会いたします。

ご苦労様でした。

（散会 午後2時24分）

平成27年3月17日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 本 多 一 安
7 番 儀 同 公 治	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 佐 藤 一 八
16 番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 收 書 記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年3月17日（火曜日） 午後1時00分開会

第1 議案の提出

議案第47号 平成26年度三春町一般会計補正予算（第9号）について

第2 議案の説明

第3 議案の質疑

第4 議案の付託

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後1時00分）

……………開 会 宣 言……………

○議長　ただいまより、本日の会議を開きます。

……………議 案 の 提 出……………

○議長　お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第４７号「平成２６年度三春町一般会計補正予算（第９号）について」の議案が提案されました。

本日の日程に追加し、日程第１として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第４７号を日程に追加し、日程第１として議題とすることに決定いたしました。
日程表並びに議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。
（日程表・議案書配布）

○議長　配布漏れはありませんか。
（なしの声あり）

……………提 出 議 案 の 説 明……………

○議長　日程第２により、提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長　追加議案の説明をいたします。

議案第４７号、平成２７年度三春町一般会計補正予算（第９号）について。

今回の補正予算は、歳入においては総務費国庫補助金と財政調整基金繰入金の追加であります。歳出においては地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業費と地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業費の追加であります。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ７，８１３万円を追加し、歳入歳出予算総額を７９億７，８９２万円とするものであります。

また、繰越明許費については、消費喚起プレミアム商品券発行事業、低所得者生活支援事業、地方版総合戦略策定事業、地域資源活用観光観光振興事業、定住促進事業等を計上しました。

よろしく願いいたします。

……………議 案 の 質 疑……………

○議長　日程第３により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第４７号の提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第４７号「平成２６年度三春町一般会計補正予算（第９号）について」を議題といたします。
これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

……………議案の委員会付託……………

○議長　日程第４により、議案の付託についてお諮りいたします。

議案第４７号は、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、全体会で審査をしたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、全体審査とすることに決定いたしました。

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の会議日程は終了しました。

これにて、散会といたします。

(散会 午後 1 時 0 6 分)

平成 2 7 年 3 月 1 8 日 (金曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 本 多 一 安
7 番 儀 同 公 治	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 佐 藤 一 八
16 番 日下部 三 枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 佐久間 收 書 記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	工 藤 浩 之	財 務 課 長	鈴 木 正 人
住 民 課 長	新 野 徳 秋	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 幸 久	保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫
産 業 課 長	佐 藤 哲 郎	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	増 子 伸 一

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	滝 波 広 寿

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成27年3月18日(水曜日) 午後2時35分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第2号 町道路線の廃止について

議案第3号 三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について

議案第4号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

議案第5号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第6号 三春町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第7号 三春町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 25 号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 26 号 三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 27 号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 28 号 沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について
 議案第 29 号 平成 26 年度三春町一般会計補正予算（第 8 号）について
 議案第 30 号 平成 26 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 31 号 平成 26 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 32 号 平成 26 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 33 号 平成 26 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 34 号 平成 26 年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
 議案第 35 号 平成 26 年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第 4 号）について
 議案第 36 号 平成 27 年度三春町一般会計予算について
 議案第 37 号 平成 27 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
 議案第 38 号 平成 27 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第 39 号 平成 27 年度三春町介護保険特別会計予算について
 議案第 40 号 平成 27 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
 議案第 41 号 平成 27 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
 議案第 42 号 平成 27 年度三春町病院事業会計予算について
 議案第 43 号 平成 27 年度三春町水道事業会計予算について
 議案第 44 号 平成 27 年度三春町下水道事業等会計予算について
 議案第 45 号 平成 27 年度三春町宅地造成事業会計予算について
 議案第 46 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 47 号 平成 26 年度三春町一般会計補正予算（第 9 号）について

(追 加)

- 議案第 48 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
 議案第 49 号 九州電力・川内原子力発電所の再稼動に反対する意見書の提出について

第 4 特別委員会委員長報告

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 35 分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた陳情事件 1 件について、そ

の審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、3月9日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第2号、九州電力・川内原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情。

陳情者、三春町字中町53、いのちを守る三春の会代表、武藤類子。

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、東京電力福島原子力発電所事故のような悲劇を二度と起こさないとともに、被害者である我々には、同じような悲劇を他県の人々が被ることを食い止める義務があると考え、三春町議会として国会及び政府関係機関に対し、九州電力・川内原子力発電所の再稼働に反対する意見書を提出すること。

以上について、総務課長に同席いただき、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月10日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

陳情者、田村市船引町船引字南町通52、日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会議長、横田登。

本陳情は、福島県の最低賃金が全国でも31位と低位にあり、一般労働者の賃金水準とも大きな差がある状況が続いており、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求めるために、要望しようとするものであります。

慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

……………・・ 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月5日に日程設定を行い、3月9日、10日、11日、12日、16日及び18日の6日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第3号、三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について。

教育次長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所等を利用する場合の保育料等を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、三春町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。

保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、三春町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所掌事項に教育長を加えるた

め、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 8 号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、福島県の県議会の議員報酬等に関する条例の改正に準じ、議会議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 号、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 10 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の給与等を定めるため、及び福島県の特別職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 11 号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の改正に準じ、教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定する等のため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 12 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成 26 年度福島県人事委員会勧告等を踏まえた県の改正に準じ、交通機関利用者の支給限度額及び自動車等交通用具使用者に対する通勤手当支給限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 13 号、三春町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの

であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 23 号、三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は岩江地区防災コミュニティセンターを地区公共施設に加えるため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 27 号、三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことに伴い、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 29 号、平成 26 年度三春町一般会計補正予算（第 8 号）について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては総務費国庫補助金、不動産売払収入、一般寄附金、雑入等の追加と、個人町民税、地方消費税交付金、地方交付税、総務債等の減額であります。歳出においては、一般管理費、財産管理費等の追加と、情報システム費、庁舎整備費、賦課徴収費等の減額であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 36 号、平成 27 年度三春町一般会計予算について。

財務課長、総務課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、平成 27 年度予算書に基づき、一般会計全般について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、本定例会で付託を受けた議案の審査の経過と結果について報告いたします。本委員会は 3 月 5 日に日程設定を行い、9 日、10 日、11 日、16 日、18 日の 5 日間、第 4 委員会室で開催いたしました。

議案第 2 号、町道路線の廃止について。

議案第 24 号、三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 25 号、三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め 詳細な説明を受けました。議案第 2 号については、町営住宅の用途廃止に伴う町道路線の廃止であります。議案第 24 号については、福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、道路占用料を改定するものであります。議案第 25 号については、道路占用料との均衡をはかるため、都市公園占用料を改定するものであります。

3 議案とも、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 29 号、平成 26 年度三春町一般会計補正予算(第 8 号)について。

議案第 36 号、平成 27 年度三春町一般会計予算について。

建設課長、産業課長の出席を求め 詳細な説明を受けました。議案第 29 号については、歳

入において、国県負担金等の減額、災害復旧事業の国庫負担金の増額であります。歳出においては、観光振興費・観光振興基金積立金等の増額、道路整備の国庫交付金事業の減額のほか、事業費確定による減額等であります。議案第36号については、歳入において、土木使用料、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金、商工費県補助金、商工費貸付金元利収入、滝桜観桜料、定住促進住宅に係る指定管理者負担金、土木債等が主であり、歳出については、農業委員会費、農業振興費、農業改良費、林業振興費、商工振興費、観光振興費、企業誘致事業費、道路維持費、道路整備費、橋梁維持費、桜川改修計画費、公園緑地費、中心市街地再生整備事業費、公営住宅費が主なものであります。

2議案とも 慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項については、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第34号、平成26年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について。

議案第35号、平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第4号)について。

議案第43号、平成27年度三春町水道事業会計予算について。

議案第44号、平成27年度三春町下水道事業等会計予算について。

議案第45号、平成27年度三春町宅地造成事業会計予算について。

企業局長の出席を求め詳細な説明を受けました。議案第26号については、下水道に排除される排出基準が強化されたため、条例を改正するものであります。議案第34号については、建設改良に伴う資金的収入がないため、資本剰余金を建設改良積立金に積立てるものであります。議案第35号については、宅地造成事業による資金的支出の委託料を増額するものであります。議案第43号、議案第44号及び議案第45号については、地方公営企業法に基づく独立採算による事業経営を基本として、浄水場等水道施設及び簡易水道施設の維持管理等を主なものとした予算と、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の下水道3事業の運営を行う下水道事業等会計予算、及び宅地造成事業の運営に係る宅地造成事業会計予算であります。

6議案とも、慎重に審査いたしました結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月5日に日程設定を行い、3月9日、10日、11日、12日、16日、18日の7日間にわたり第3委員会室において開会いたしました。

議案第14号、三春町町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第15号、三春町町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第16号、三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第17号、三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第18号、三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第19号、三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

以上6案について、教育長、教育次長、生涯学習課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

6議案すべて、平成27年4月から、本格施行となる子ども子育て支援新制度に対応できるように、関連する条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査しました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第21号、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第22号、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第28号、沢石地区福祉館に係る指定管理者について。

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。議案第20号は、地域における医療介護の総合的な確保を推進するために、被保険者の区分や保険料の改定などに伴い、本条例の一部を改正するものであります。議案第21号は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改定などに伴い、主として要介護者を対象に本条例の一部を改正するものであります。議案第22号は、指定地域密着型介護予防サービスのために効果的な支援方法に関する基準の改定に伴い、主として要支援者を対象に本条例の一部を改正するものであります。議案第28号は、引き続き三春町社会福祉協議会に指定管理を行わせるためのものであります。

以上、慎重に審査しました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成26年度三春町一般会計補正予算（第8号）について。

教育長をはじめ、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る部分についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、歳入の主なものは、負担金、使用料、寄付金の増額及び手数料、国庫負担金、県負担金、県補助金、基金繰入金の減額であります。歳出の主なものは、教育総務費、小学校費、幼稚園費の増額及び児童福祉費、保健衛生費、清掃費、中学校費、社会教育費、保健体育費の減額であります。

慎重に審査しました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

議案第31号、平成26年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。議案第30号の歳入の主なものは、療養給付費交付金、他会計繰入金の増額及び共同事業交付金の減額であります。歳出の主なものは、保険給付費、償還金及び還付加算金の増額及び共同事業拠出金、予備費の減額であります。議案第31号の歳入の主なものは、国庫補助金の増額及び介護保険料、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金の減額であります。歳出の主なものは、包括的支援事業・任意事業の増額及び介護認定審査会費、介護予防事業費、予備費の減額であります。

以上、慎重に審査しました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成26年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。歳入の主なものは、一般会計繰入金の減額であり、歳出の主なものは、町営バス運行事業費の減額であります。

慎重に審査しました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、平成27年度三春町一般会計予算について

教育長をはじめ、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管にかかる部分について、平成27年度予算書に基づき詳細な説明を受けました。

慎重に審査しました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

議案第 37 号、平成 27 年度三春町国民健康保険特別会計予算について。

議案第 38 号、平成 27 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第 39 号、平成 27 年度三春町介護保険特別会計予算について。

議案第 40 号、平成 27 年度三春町町営バス事業特別会計予算について。

議案第 42 号、平成 27 年度三春町病院事業会計予算について。

以上 5 案について、保健福祉課長及び住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査しました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第 33 号、議案第 41 号、議案第 46 号及び議案第 47 号の 4 議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長　日程第 3 により、議案の審議を行います。

議案第 2 号、「町道路線の廃止について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、「三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、「教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定

について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、「三春町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、「三春町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題

といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、「教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、「三春町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、「三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、「三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、「三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、「三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号、「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号、「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号、「三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、「沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号、「平成 26 年度三春町一般会計補正予算（第 8 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号、「平成 26 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、「平成 26 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 2 号、「平成 2 6 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 3 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 3 号、「平成 2 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 3 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 4 号、「平成 2 6 年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 3 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、「平成27年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、「平成27年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 38 号、「平成 27 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 39 号、「平成 27 年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 40 号、「平成 27 年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４１号、「平成２７年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４２号、「平成２７年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４３号、「平成２７年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４４号、「平成２７年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４５号、「平成２７年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４６号、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第４６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４７号、「平成２６年度三春町一般会計補正予算（第９号）について」を議題といたし

ます。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りをいたします。

ただいま、10番佐久間正俊君外2名より、議案第48号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、3番影山初吉君外2名より、議案第49号「九州電力・川内原子力発電所の再稼動に反対する意見書の提出について」の2議案が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 それでは、議案第48号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

10番、佐久間正俊君！

○10番(佐久間正俊君) 議案第48号、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成27年3月18日提出。

提出者、三春町議会議員、佐久間正俊。

賛成者、三春町議会議員、三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員、渡辺泰譽。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成27年3月18日、三春町議会議員、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第49号「九州電力・川内原子力発電所の再稼動に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

3番、影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 議案第49号、「九州電力・川内原子力発電所の再稼動に反対する意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、九州電力・川内原子力発電所の再稼動に反対する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成27年3月18日提出。

提出者、三春町議会議員、影山初吉。

賛成者、三春町議会議員、本多一安。

賛成者、三春町議会議員、渡邊勝雄。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

平成27年3月18日、三春町議会議員、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

..... ・ ・ 特別委員会の委員長報告 ・ ・

○議長 日程第４により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第４４条の２の規定により、各特別委員会の付託に係る事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修推進特別委員会委員長！

○桜川河川改修推進特別委員長

桜川河川改修推進特別委員会より中間報告を行います。

昨年３月定例会の委員長報告後、本日まで桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて随時担当より報告を受け、慎重審査をして参りました。

これまでの活動内容について概要を申し上げたいと思います。

さて、桜川河川改修事業の状況ですが、入札不調が続き発注が遅れておりましたが、一部県道飯野三春石川線道路改良工事の中で発注となる新町橋上下流を除き今年１月に全区間契約となり、いよいよ完成が近づいて参りました。県では平成２７年度中の完成を目指すという良い報告がある一方、今年の春の観光シーズンには新町橋及び桜谷橋の架け替え工事が完了し、多くの観光客の皆さんを中心市街地へと案内できるものと期待しておりましたが、工事が遅れ暫定的な通行にならざるを得ないという残念な報告もありました。

いずれにしましても、工事の早期完成と事故なく工事が進むことを県及び町に要望をしたところであります。

また、昨年７月１０日には事業の完成が近づいていることから、多くの町民の皆さんからご要望がありました桜川河川敷き内の堆積土砂の撤去、草木の刈払い及び工事残材の清掃といった環境整備について、県中建設事務所長に要望を実施して参りました。

さらに、町では百杯宴広場や公衆トイレの建設など、桜川周辺の修景整備に取り組んでおり、今後は中心市街地の活性化や通年観光に向けたソフト面での取り組みが必要になってくると考えます。

こういった状況を踏まえ、昨年１１月２５日、２６日に栃木県那須烏山市の観光振興の取り組み、栃木市の歴史的町並などを活かした中心市街地整備及び宇都宮市の宇都宮城址公園における櫓の復元事業について研修を実施して参りました。この研修を、今後の活動の参考にしていきたいと思います。

桜川河川改修は、ほぼ全区間発注となったことから、事業完成後、町民協働による河川の維持管理や利活用のため、昨年７月に要望した内容が実行されるように継続して要望をすること、河川改修工事の早期完成に向け積極的に活動して参りたいと存じます。

つきましては、桜川河川改修の着実な推進のため、より良い景観形成及び良好なまちづくりのため、積極的かつ慎重な審査を継続実施していく必要があると考えられますので、三春町議会会議規則第７１条の規定に基づき、継続審査といたしたく中間報告といたします。

以上であります。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員長

三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

平成２６年度において当委員会は、計４回の委員会を開催いたしました。

６月に開催しました当委員会では、２５年７月より施工中の三春小学校耐震補強大規模改造

工事の現地調査を実施いたしました。校舎及び体育館の工事の進捗状況を確認するとともに、概要について説明を求め、審査を行いました。また、工法等についても説明を求め審査を行いました。

9月には、再度、三春小学校におもむき、7月末に竣工した耐震補強大規模改造工事の状況について現地調査を実施いたしました。

また、改修後の児童の学校生活等について学校より説明を求め、現況の確認を行いました。

12月には、第2保育所におもむいて、同保育所内に設置されている三春町子育て支援センターの現地調査を実施しました。また、施設の構造や利用状況等について説明を求め、現況確認を行いました。

なお、現地調査後、当委員会の27年度における先進地視察調査について協議を行い、全員一致で実施することと決しました。

3月には、平成27年度より指定管理制度に移行する第1保育所での引継ぎ状況等について説明を求め、審査を行いました。

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度が本格施行される運びとなっております。当委員会としては、保育所、幼稚園及び各小・中学校の運営などについて、引き続き、広い視点から議論して参りたいと考えております。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長 　ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することと決定いたしました。

○議長 　ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することと決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 　本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 　長丁場の3月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただき、全議案、可決をしていただきまして誠にありがとうございます。審査の過程でいただいたご意見やご提案を参考に、予算執行にしっかりと努めて参りたいとこのように考えますので、よろしくお願いをいたします。

定例会が終わりますと間もなく桜の開花シーズンを迎えます。今年は今までと違ったいくつかのイベントが企画をされておりますので、町を上げてですね、これらを盛り上げて行きたいと、このように考えておりますので、これらも併せてお願いを申し上げてあいさつにいたします。

ご苦労様でした。

.....閉 会 宣 言

○議長 これをもって、平成27年三春町議会3月定例会を閉会いたします。
ご苦労様でございました。

(閉会 午後4時03分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月18日

福島県田村郡三春町議会

議 長 日下部 三 枝

署 名 議 員 渡 邊 勝 雄

署 名 議 員 佐 藤 一 八

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 2 号	町道路線の廃止について	全 員	原案可決
議案第 3 号	三春町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4 号	教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 号	三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 号	三春町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7 号	三春町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 号	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 10 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 11 号	教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 12 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 13 号	三春町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 14 号	三春町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 15 号	三春町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 16 号	三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 17 号	三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 18 号	三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 19 号	三春町認可外保育所条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決

議案第 2 0 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 1 号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 2 号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 3 号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 4 号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 5 号	三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 6 号	三春町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 7 号	三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 2 8 号	沢石地区福祉館に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第 2 9 号	平成 2 6 年度三春町一般会計補正予算（第 8 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 0 号	平成 2 6 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 1 号	平成 2 6 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 2 号	平成 2 6 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 3 号	平成 2 6 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 4 号	平成 2 6 年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について	全 員	原案可決
議案第 3 5 号	平成 2 6 年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 3 6 号	平成 2 7 年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第 3 7 号	平成 2 7 年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決

議案第 38 号	平成 27 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 39 号	平成 27 年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 40 号	平成 27 年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 41 号	平成 27 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第 42 号	平成 27 年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第 43 号	平成 27 年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第 44 号	平成 27 年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第 45 号	平成 27 年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第 46 号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 47 号	平成 26 年度三春町一般会計補正予算（第 9 号）について	全 員	原案可決
議案第 48 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第 49 号	九州電力・川内原子力発電所の再稼動に反対する意見書の提出について	全 員	原案可決